

# 第7次大石田町総合振興計画

令和3年3月

# 目次

第1部 総論.....	1
第1章 計画策定にあたって .....	2
第1節 計画策定の趣旨 .....	2
第2節 計画の性格と役割 .....	3
第3節 計画の構成と期間 .....	4
第2章 大石田町の姿 .....	5
第1節 大石田町の位置と地勢 .....	5
第2節 大石田町の特長 .....	6
第3節 人口と世帯 .....	8
第4節 就業構造 .....	10
第5節 時代の潮流 .....	11
第6節 大石田町の主要課題 .....	14
第2部 基本構想 .....	16
第1章 大石田町の将来像 .....	17
第1節 まちづくりの基本理念 .....	17
第2節 目指す将来像 .....	18
第3節 人口・就業構造の推計 .....	19
第4節 土地利用の基本方針 .....	20
第5節 将来像実現のための基本目標 .....	22
第3部 基本計画 .....	34
基本目標1 健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり .....	35
1 保健・医療の充実 .....	35
2 地域福祉の充実 .....	38
3 高齢者福祉の充実 .....	41
4 障がい者福祉の充実 .....	44
5 子育て支援の充実 .....	46
6 医療保険・年金等の充実 .....	50
基本目標2 活力ある産業のまちづくり .....	52
1 農林業の振興 .....	52
2 商業の振興 .....	55
3 工業の振興 .....	57
4 観光産業の振興 .....	59
5 雇用・勤労者対策の充実 .....	61
基本目標3 安全で住みよいまちづくり .....	63
1 道路・交通網の整備 .....	63

2	住宅・市街地の整備 .....	65
3	克雪対策の推進 .....	67
4	交通安全・防犯体制の充実 .....	69
5	防災体制の充実 .....	71
6	情報通信環境の整備 .....	74
7	消費者行政の充実 .....	76
基本目標4 快適でやすらぎのあるまちづくり .....		77
1	環境保全活動の推進 .....	77
2	廃棄物処理対策の充実 .....	80
3	上水道・下水道の整備 .....	82
4	公園・緑地等の整備 .....	84
5	景観の保全・整備 .....	85
基本目標5 豊かな心を育む教育・文化のまちづくり .....		86
1	地域とともにある学校づくりの推進 .....	86
2	学校教育の充実 .....	88
3	生涯学習体制の充実 .....	91
4	文化芸術・スポーツの振興 .....	94
5	青少年健全育成の推進 .....	97
6	国内外との交流活動の推進 .....	99
基本目標6 みんなが主役の協働のまちづくり .....		101
1	町民参加のまちづくりの推進 .....	101
2	コミュニティ活動の充実 .....	104
3	男女共同参画・人権尊重社会の形成 .....	106
4	時代に即した自治体経営の推進 .....	108

# 第 I 部 総論

# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

本町では、平成22年度に平成23年度から平成32年度を計画期間とした基本構想、基本計画からなる「第6次大石田町総合振興計画」を策定しました。その計画において、まちづくりの永遠のテーマである「水と緑と文化のまち」の実現を目指し、「安全・安心」、「快適・豊かさ」、「活力・協働」を基本理念に掲げ、町民生活の全分野にわたる広範な施策を推進し、堅実に町政の発展を図ってきました。

しかしながら、少子高齢化の急速な進行、産業を取り巻く環境の変化、安全・安心への意識の高まり、情報化の一層の進展、環境保全意識の浸透など、町を取り巻く社会情勢、経済情勢は大きく変換し、町を構成するあらゆる分野に大きな影響をもたらしています。

また、地方分権の更なる進展と国財政の窮迫に伴い、町の行財政もその運営に一層の厳しさが増すなど、大きな転換期を迎えており、引き続き行財政改革を進め、より良いまちづくりに向けた積極的な取り組みが求められています。

こうした内外の動向に対して的確に対応するとともに、誇りを持って次の世代に繋いでいくため、自立した大石田町を町民と行政が協働して取り組むことにより、今後のまちづくりの方向性とその実現のための方策を明らかにすることを目的に、すべての町民にわかりやすいまちづくりの指針として、ここに「第7次大石田町総合振興計画」を策定します。

地方分権改革の取組みの中で、国から地方への「義務付け・枠付けの見直し」の一環として、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）が平成23年8月1日に施行され、基本構想の策定を義務付けていた規定が廃止されました。

この度の総合振興計画の見直しは、町の行政運営の目標や方向性を定める行政計画として策定することといたします。そのため、行政のみならず、町民をはじめとする地域のすべての主体が目標を共有し、その実現に向けて取り組む事項を定める公共計画については、今後、町民の皆様の意見を反映し策定していきます。

また、まち・ひと・しごと創生法に基づき、地域の持続的な発展に向けた総合的な施策展開を位置づける「総合戦略」を、平成27年度に策定しており、令和2年度に見直すこととしているため、総合振興計画との整合性を図る必要があることから、数値目標については、総合戦略で定めることとしました。

## 第2節 計画の性格と役割

---

「総合振興計画」は、大石田町の最上位計画です。この第7次大石田町総合振興計画は、今後のまちづくりの方向性を示すものであり、次のような役割を持ちます。

### ◆1 自立した地域経営を進めるための行財政運営の指針

本計画は、地方分権時代に相応しい町行政の経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための行財政運営の総合指針となるものです。

### ◆2 大石田町のまちづくりの主張

本計画は、国や山形県、周辺市町などの広域的な行政に対して、計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させ連携の基礎としていくとともに、本町のこれからのまちづくりの主張となるものです。

### ◆3 参画・協働のまちづくりを進めるための共通目標

本計画は、今後のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、町民一人ひとりが主体的に参画・協働するまちづくりの共通目標となるものです。

## 第3節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

### 基本構想

(令和3年度～令和12年度)

- ・本町の特性や時代の潮流、主要課題などを総合的に勘案し、本町が目指すべき将来像やそれを実現するための基本目標及び施策の方針を示すものです。
- ・計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

### 基本計画

(令和3年度～令和12年度)

- ・基本構想に基づき、今後推進すべき主要施策を各分野にわたって体系的に示すものです。
- ・また、分野ごとに今後10年間で目指すべき目標指標を定め、進捗状況や到達点を点検・評価するシステムの確立を目指します。
- ・計画期間は、基本構想と同じく令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

### 実施計画

(5か年計画)

- ・基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業を定めたものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源などを示すものです。
- ・計画期間は5年間とし、毎年度見直しを行うローリング方式とします。

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
基本構想	10年									
基本計画	10年									
実施計画	5年									

## 第2章 大石田町の姿

### 第1節 大石田町の位置と地勢

本町は、山形県のほぼ中央（東経140度22分、北緯38度35分）に位置し、東部を尾花沢市、南部を村山市、西部を舟形町に隣接しています。町の中央部には日本三大急流の一つに数えられる最上川が南から北に貫流し、北部には丹生川が東から西に流れ最上川に合流しています。また、町西部は、四季折々にそれぞれの美しい表情を見せる葉山を有するなど、豊かな自然環境に恵まれています。

数値的には、東西幅が13.25km、南北長が10.50km、総面積は79.54km<sup>2</sup>で、そのうち41.71km<sup>2</sup>を林野が占めています。

【大石田町の位置】





## 第2節 大石田町の特性

---

新しいまちづくりの方向性を定めるためには、まず、町の個性や特性を捉え直し、活かすべき地域資源として整理することが必要です。

新たなまちづくりに活かすべき本町の代表的な特性は、次のとおりとなっています。

### ◆1 豊かな自然につつまれたまち

本町は、西吾妻山に源流を発し、日本海へ注ぐ母なる川・最上川をはじめ、丹生川、野尻川など大小の河川が流れ、うるおい溢れる水辺空間に恵まれているほか、市街地の外縁は山々の緑につつまれています。また、川前地区を含む周辺地域には、貴重なギフチョウとヒメギフチョウの混生地が存在するなど、豊かな自然を誇ります。

これらの自然は、本町特有の財産であり、貴重な地域資源でもあることから、自然の保護・保全に十分配慮しながら、あらゆる分野で自然と共生したまちづくりを進めていく必要があります。

### ◆2 農業を基幹産業として発展してきたまち

本町は、豊かな自然に培われた農業を中心に発展してきた町であり、特別栽培米をはじめ、スイカや玄そばの生産、さらに、農産加工などによる特産品づくりや地場産品の創出などにも取り組んできました。近年は、特にそばの里づくりに力を入れており、環境省のかおり風景100選に「大石田町そばの里」が選ばれたほか、もてなしの文化が息づく「新そばまつり」、風味豊かな手打ちそばが味わえる「そば街道」は、県内外からの多くの人々で賑わっています。

今後は、こうした特色を活かしながら、地域産業の活性化を支援し、活力と賑わいのあるまちづくりを進めていく必要があります。

### ◆3 広域交通環境が整ったまち

本町の広域交通網は、町の東部に南北に縦貫するJR山形新幹線、新幹線と軌道を共有するJR奥羽本線、JRとほぼ平行に走る国道13号、町東部から南部に抜ける国道347号が走っています。

JR山形新幹線は、大石田駅が停車駅となっており、ほかにJR奥羽本線の駅として大石田駅と北大石田駅があります。

道路環境は、東北中央自動車道尾花沢ICが町東部に隣接する尾花沢市に、大石田村山ICが町南東部に隣接する村山市に位置し、他地域との交流と活

性化に大きく寄与しています。さらに、国道13号、国道347号をはじめ、主要地方道大石田畑線、主要地方道新庄次年子村山線によって周辺市町村と結ばれており、これらの幹線道路に一般県道や町道が接続して広域交通網をなしています。

今後のまちづくりにあたっては、長期的かつ広域的な展望に立ち、こうした広域交通網を活かしながら、交流、物流の拠点としての発展を視野に入れたまちづくりを進めていく必要があります。

#### ◆4 歴史と文化が息づくまち

本町は、江戸時代に最上川舟運の中継地として栄え、鉄道開通までの間、大変な賑わいを見せていました。当時、廻船問屋が軒をつらねたことにより、舟運に携わる職人技術も目を見張る発達を遂げ、現在でも舟大工職人の小鵜飼舟建造に関する技術や、左官職人のこて絵などの技術は、形を変えながらも貴重な伝統の技として受け継がれてきています。

また、松尾芭蕉が訪れ、土地の俳人たちと句会を催し、最上川の美しさを詠んだ歌仙を残すとともに、その後も齋藤茂吉が滞在し、大石田の美しい四季の移ろいや人々との触れ合いを詠んだ名歌集を残すなど、多くの文人墨客が町を訪れ、その足跡を標しており、豊かな歴史・文化の面影を残しています。

このように本町は、特色ある歴史・伝統文化を有する町であり、今後とも、これら本町ならではの貴重な歴史・文化資源の保護・活用に努めるとともに、“大石田らしさ”を醸成する重要な要素として、まちづくりの様々な分野で一層活用していく必要があります。

#### ◆5 町民活力のあふれるまち

本町は、大石田まつりや維新祭、新そばまつり、大石田ひなまつりなどの各種イベントをはじめ、様々な町民活動が展開されています。

さらに、都市化の進展や価値観の多様化に伴い、全国的に郷土愛や地域連帯感が薄れていく傾向にある中で、豊かな自然環境や貴重な伝統文化に育まれ、古くから受け継がれてきた「もてなしの心」や人と人との繋がりや強さ、コミュニティ活動等の地域連帯感の強さは、次世代に引き継ぐべき本町の優れた特性の一つです。

今後とも、これら町民性や地域性を大切に守り育てながら、多様な町民活動を一層促進し、まちづくりに活かしていく必要があります。

## 第3節 人口と世帯

---

平成27年の国勢調査結果によると、本町の総人口は7,357人となっています。

昭和30年、町村合併（旧大石田町、旧亀井田村、旧横山村による合併）以降の国勢調査結果では、同年の15,126人から毎回減少傾向が続いており、平成2年から平成7年が343人の減少、平成7年から平成12年が549人の減少、平成12年から平成17年が576人の減少、平成17年から平成22年が664人の減少、平成22年から平成27年が803人の減少となっています。

年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（14歳以下）は、平成12年の1,306人（13.9%）から平成17年には1,126人（12.8%）へ、平成27年には814人（11.1%）と人数、構成比率ともに減少してきています。また、生産年齢人口（15～64歳）についても、平成12年の5,598人（59.6%）から平成17年の5,178人（58.7%）へ、平成27年には3,985人（54.2%）と、年少人口と同様に人数、構成比率ともに減少しています。

一方、老年人口（65歳以上）は平成12年の2,496人（26.6%）から平成17年の2,520人（28.6%）へ、平成27年には2,557人（34.8%）と人数、構成比率ともに増加しています。

平成27年の高齢化率は34.8%と、全国平均（26.7%）、山形県平均（30.8%）を上回り、また、年少人口比率は12.8%と、全国平均（12.6%）、山形県平均（12.1%）をともに上回ってはいるものの、少子高齢化は本町においても着実に進んでいます。

また、本町の世帯数は、平成2年以降減少を続けており、平成27年には2,143世帯となっており、核家族化や世帯の多様化の進行により、一世帯当たりの人数も3.43人と減少しています。

【総人口・年齢階層別人口・世帯数・一世帯当たりの人数（国勢調査）】

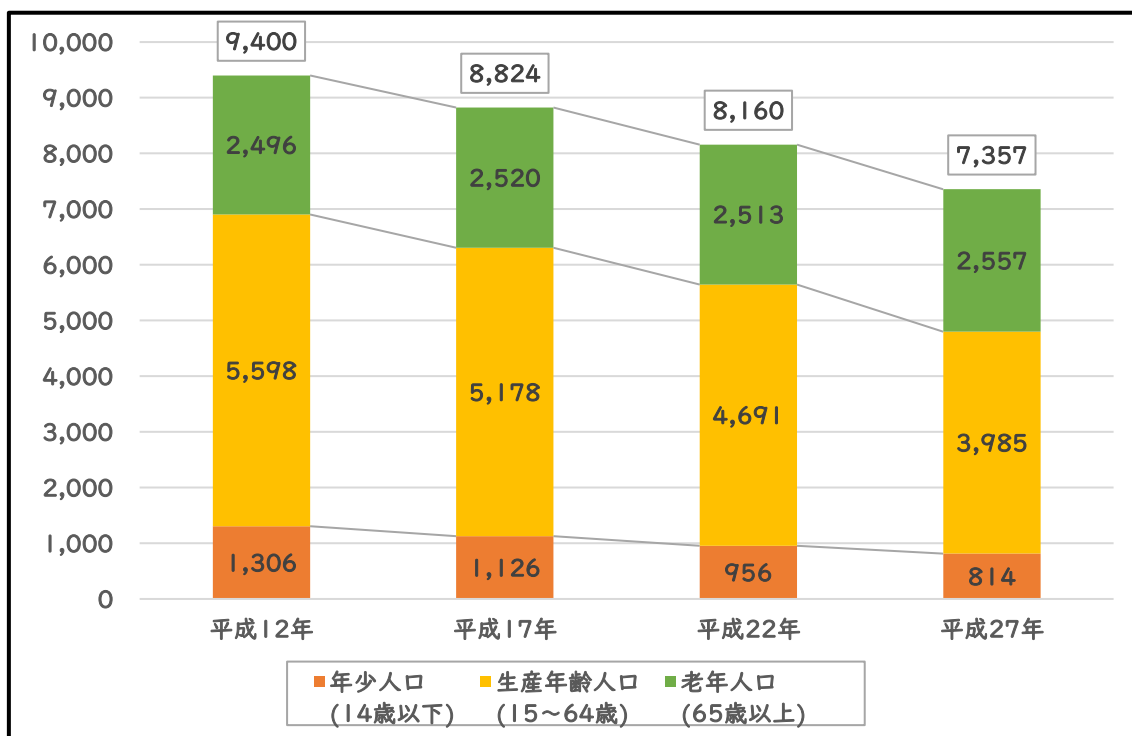
（単位：人、世帯、人／世帯、％）

項目	年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	増減率		
						H12/H17	H17/H22	H22/H27
総人口		9,400	8,824	8,160	7,357	△ 6.13	△ 7.52	△ 9.84
年少人口 (14歳以下)		1,306 (13.9)	1,126 (12.8)	956 (11.7)	814 (11.1)	△ 13.78	△ 15.10	△ 14.85
生産年齢人口 (15～64歳)		5,598 (59.6)	5,178 (58.7)	4,691 (57.4)	3,985 (54.2)	△ 7.50	△ 9.41	△ 15.05
老年人口 (65歳以上)		2,496 (26.6)	2,520 (28.6)	2,513 (30.8)	2,557 (34.8)	0.96	△ 0.28	1.75
世帯数		2,345	2,287	2,227	2,143	△ 2.47	△ 2.62	△ 3.77
一世帯当人数		4.01	3.86	3.66	3.43	－	－	－

※平成 27 年国勢調査において、年齢不詳の方が 1 名いるため、「総人口」と内訳の合計が一致しません。

【総人口・年齢階層別人口（国勢調査）】

（単位：人）



## 第4節 就業構造

平成27年の国勢調査結果によると、本町の実業従事者総数は3,862人となっており、人口の動向に比例して減少傾向にあります。

産業別では、第1次産業及び第2次産業の実業割合が減少し、第3次産業の占める割合が増加しています。

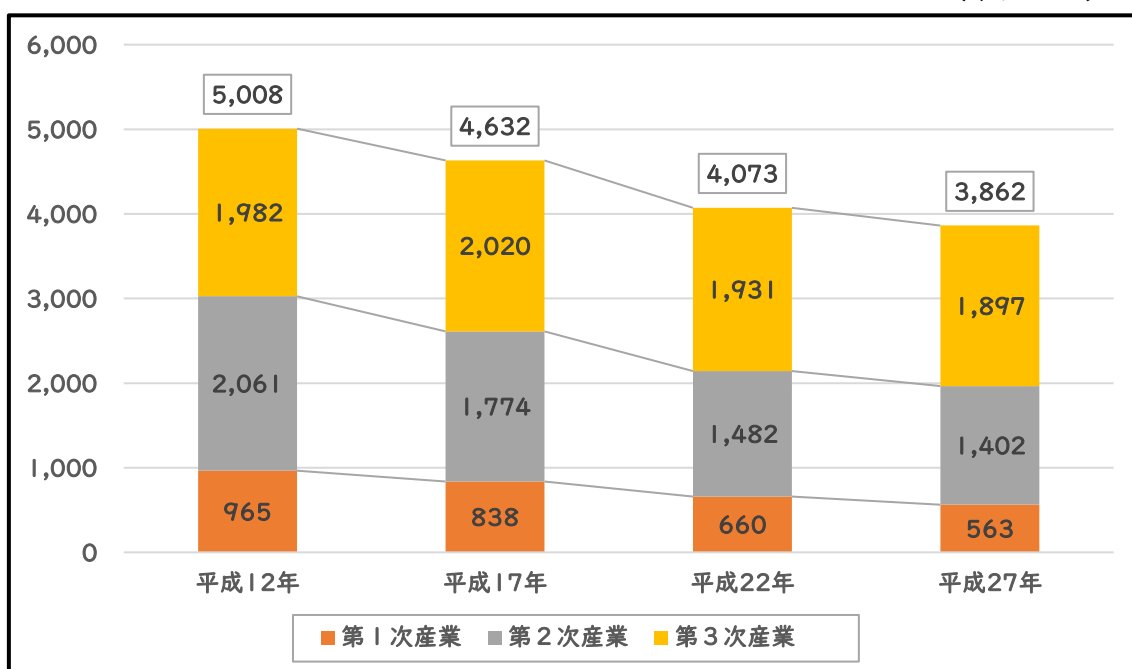
【産業別実業従事者数・実業率（国勢調査）】

（単位：人、％）

項目	年				増減率		
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	H12/H17	H17/H22	H22/H27
実業従事者総数	5,008	4,632	4,073	3,862	△7.51	△12.07	△5.18
第1次産業	965 (19.3)	838 (18.1)	660 (16.2)	563 (14.6)	△13.16	△21.24	△14.70
第2次産業	2,061 (41.2)	1,774 (38.3)	1,482 (36.4)	1,402 (36.3)	△13.93	△16.46	△5.40
第3次産業	1,982 (39.6)	2,020 (43.6)	1,931 (47.4)	1,897 (49.1)	1.92	△4.41	△1.76
実業率	53.3	52.5	49.9	52.5	—	—	—

【産業別実業従事者数・実業率（国勢調査）】

（単位：人）



## 第5節 時代の潮流

---

本町の将来像を描き、その将来像の実現を目指すにあたっては、現状を把握することに加え、社会・経済情勢の変化、すなわち時代の潮流をしっかりと捉え、先を見据えたまちづくりを進める必要があります。

### ◆1 少子高齢化の進行と人口減少

平成の時代、日本の人口は「転換点」を迎えました。右肩上がりだった国の総人口は、平成22年国勢調査の1億2800万人をピークに減少に転じています。次の時代には、より減少が加速することが予想されます。

少子化の進行は、将来の生産年齢人口の減少に繋がり、それを理由とした社会活動の停滞を招き、さらには町の活力低下に繋がること懸念されています。

また、高齢化が進むことにより、介護・医療・福祉などに必要な経費が増大し、行政サービスの中に占める割合が大きくなることが予想されます。

このため、地域全体での子育て支援体制の確立や、歳を重ねても元気で安心して生活できる環境づくり、ハンディキャップを持つ人にも優しいまちづくりなど、すべての町民が安心して暮らせるまちづくりの視点が重要になっています。

### ◆2 環境との共生の時代の到来

大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活や経済活動に伴い、地球温暖化や、マイクロプラスチックなどによる海洋汚染など、全地球規模での環境問題が深刻化しています。日本国内においても状況は変わらず、地球温暖化を原因とした異常気象が度々発生するなど、環境保全に対する意識は急速に高まっています。

したがって、身近な自然環境から全地球規模の環境に至るまで、人と環境との共生の重要性を、全人類が認識することが必要となっています。

### ◆3 地域産業の再構築の必要性

地域の産業においては、多くの業種で構造の再構築が必要な状況にあります。

農林業は、TPPの発効などにより輸入農林産物との競争がさらに激化する中、安全で確かな農産物の生産や地域の特徴を活かした個性ある製品の普及・開発を進めていくことが重要です。工業は、これまで地域で培ってきた技術力を活かし、独創性を発揮したものづくりとしての産業振興に努めてい

くことが必要となっています。商業は、町民が真に求めているものを提供できる商業機能としての存在が求められています。

また、こうした地域産業の再構築を促すことにより、新たに雇用の場の創出と確保を図ることが急務となっています。

#### ◆4 技術革新の進展

現在の世界では、AIやIoTなどの、情報技術をはじめとした技術革新が飛躍的な速さで進展しています。このような技術から作り出された仮想空間と現実社会を高度に融合させることにより、新たな価値やサービスを次々に創り出す「Society5.0」の実現に向けた取組みも加速しています。

また、5Gと呼ばれる第5世代移動通信システムなどの情報インフラの整備は、地域の文化や情報の発信、生産者と消費者の交流、テレワークの普及などによる就業機会の拡大、ハンディキャップを持つ人の社会参加、高度医療の受診機会の拡充や在宅医療の充実など、様々な社会生活において時間と距離の壁を取り除き、あらゆる分野に効果をもたらす可能性を拡大させています。

これらの技術革新を、生産性向上や生産プロセスの変革、新ビジネス創出に結び付けていく必要があります。そのためにも、情報通信基盤のより一層の整備を進め、高度情報通信ネットワークの構築に取り組んでいくことが必要となっています。

#### ◆5 グローバル化の進展

経済のグローバル化は、人・物・情報の流れを速め、国境を越えた地域間競争を促進しています。また、世界規模の金融危機が引き金となり、世界経済や雇用状況の悪化へ与える影響が、瞬く間に地方経済をも巻き込むような構造になってきています。

このような情報化や交通網の発達等により、地球規模での交流が活発化していることから、インバウンドによる人の流れや、海外出身者の就労などを視野に入れた国際交流の推進も一層重要になってきています。

#### ◆6 価値観の変化と多様化

「働き方改革」が提唱され、労働時間の短縮とそのための生産性向上が求められています。また、高齢者や女性などの潜在的労働力の活用、兼業・副業などの多様な働き方や働き手を前提とした就労環境へ変わってきています。

このような中、人々の価値観も「物の豊かさ」よりも「心の豊かさやゆと

り」を重視する傾向へ、消費行動も「モノ」の消費から「コト」の消費へと、一人ひとりの価値観や生活様式は多様化してきています。

## ◆7 協働のまちづくりの時代の到来

自分たちの地域は自分たちでつくるという気運が高まりつつあり、町民自らの手による特色ある町内会などのコミュニティ活動や地域づくり活動が全国的に活発になってきています。このような活動とともに、住民と行政との協働によるまちづくりも重要になってきており、ボランティアやNPO（特定非営利活動法人）の活動に代表されるような事例が、各地で成果をあげています。

このような住民主体、住民と行政との協働のまちづくりは、地方分権時代の自立するまちづくりの原動力となるものであり、より一層の住民力の結集が求められます。



## 第6節 大石田町の主要課題

---

本町の特性や時代の潮流等から、今後の本町のまちづくりの課題をまとめると、次のようになります。

### ◆1 健康づくり・福祉体制の強化と子育て環境の充実

少子高齢化・人口減少が進行する中、本町においても、総人口の約4割が65歳以上の高齢者となっています。

このため、人と人との繋がりや地域連帯感の強い地域性などを活かし、健康づくり体制の一層の充実、地域における町民参画の福祉体制づくりをはじめ、安心して子どもを産み育てられる子育て環境づくり、高齢者・障がい者の介護、自立支援環境づくりを進め、すべての町民が住み慣れた地域で共に支え合いながら、健やかに生活することができる優しいまちづくりを進めていく必要があります。

### ◆2 農業を柱とした地域産業の育成と各産業間の連携

本町は、米をはじめ、スイカやそばなどの生産を主体に農業の町として発展してきました。また、これら食資源や自然・歴史・文化資源を活かした観光機能の充実にも努めてきました。

しかし、地域産業を巡る経営環境が一層厳しさを増す中、農業従事者の減少や高齢化、後継者不足といった問題が深刻化してきているほか、既存商店街の衰退傾向、町内での就労の場の不足等の問題を抱えています。

このため、基幹産業である農業を柱に、林業・商業・工業・観光業に至るまで、環境変化に的確に対応した支援施策を推進するとともに、各産業間の有機的な連携や後継者の育成・確保対策に努め、本町ならではの特色ある産業構造を確立していく必要があります。

### ◆3 計画的な土地利用と新たな定住を促す住宅・市街地・道路・交通網の整備

人口の減少やこれに伴う市街地や商店街の空洞化をはじめ、町全体の活力低下が懸念される中で、今後、本町が持続的に発展可能なまちづくりを進めていくためには、新たな定住と交流を促す地域基盤の整備が必要です。

このため、東北中央自動車道の全線開通など、広域的な地域構造の変化も視野に入れ、計画的かつ調和のとれた土地利用により、人々が集う魅力ある住宅・市街地の整備、便利で安全な道路・地域公共交通・情報通信ネットワークの整備など、定住人口・交流人口の増加を目指した活気あふれる町の基盤づくりを進めていく必要があります。

#### **◆4 豊かな自然環境の保全と快適な居住環境の形成**

町民は、自然や環境との調和を図ったまちづくりや快適な居住環境の整備を強く望んでいるとともに、生活の質的価値を重視する傾向が強まる中で、美しさや快適さ、自然とのふれあいを求めるニーズもますます増大してきています。

このため、最上川をはじめとする清らかな河川や山々に囲まれた水と緑豊かな自然環境を最大限に活かしながら、内外に誇れる環境・景観を重視した特色あるまちづくりを進めるとともに、廃棄物処理対策の充実や上水道・下水道の整備、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進し、自然と共生し、快適性が実感できる居住環境づくりを進めていく必要があります。

#### **◆5 学校教育環境の充実と魅力ある生涯学習社会の形成**

社会・経済情勢が大きく変化する中で、本町がさらに発展していくためには、我が町大石田町を愛し、町民一人ひとりが生涯にわたって心豊かに充実した生活を営むことができる生涯学習環境の整備が必要です。

このため、学校・家庭・地域が一体となった子どもの成長を支え合う活動、未来を切り開き生き抜いていく力を身に付けられる学校教育環境の整備充実を図るとともに、地域の歴史・文化の継承や町民交流センター「虹のプラザ」・公民館などの施設を活用した魅力ある生涯学習活動の推進、安らぎと喜びを与える文化芸術及び元氣と感動を与えるスポーツの活性化を図っていく必要があります。

#### **◆6 行財政改革の推進と町民活動の育成・支援**

今後、財政状況がさらに厳しさを増すことが見込まれる中で、多様化する町民ニーズに対応し、地方分権時代に即した自立可能な自治体を創造・経営していくためには、町民の参画・協働を基本に、町全体の自立力を強化していくことが必要です。

このため、行財政改革を今後とも積極的に推進するとともに、活発な町民活動・ボランティア活動・NPO活動等を育成・支援しながら、町民と行政とが力を合わせた協働のまちづくり、それぞれの地域を尊重したまちづくりに積極的に取り組んでいく必要があります。

## 第2部 基本構想

# 第1章 大石田町の将来像

## 第1節 まちづくりの基本理念

本町は、まちづくりの永遠のテーマである「水と緑と文化のまち」の実現を目指して、町民生活全般にわたる広範な施策を推進しています。

そして、本計画では、これを踏まえ、また、総論に基づき、今後10年間の本町の新しいまちづくりにあたって、すべての分野にわたり基本とする理念を次のとおり定め、さらなる町政の発展を目指します。

### 【快適・豊かさ】

- ◆水と緑の豊かな自然を育み、人と自然が共生する快適環境のまちづくりを進めます。
- ◆魅力ある教育・文化・スポーツを通じて、次代を担う子どもたちを育み、心の豊かさが実感できるまちづくりを進めます。

### 【活力・協働】

- ◆みんなの知恵と工夫を結集し、若者にも魅力ある活力に満ちた産業のまちづくりを進めます。
- ◆まちづくりの主役である町民の自主的な参画を促し、町民と行政との連携・協力による協働のまちづくりを進めます。

### 【安全・安心】

- ◆子どもからお年寄りまで、共に支え合いながら、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- ◆町民一人ひとりの生活を重視し、安全で住む喜びが実感できるまちづくりを進めます。

## 第2節 目指す将来像

---

本町は、水と緑の豊かな自然環境をはじめ、農業の町としての歩み、整った広域交通環境、特色ある歴史・文化など、様々な特性を持っています。これらの特性を次代へ継承し、最大限に活かしながら、本町ならではの特色あるまちづくりを進めていくことが重要です。

また、少子高齢化の進行をはじめ、環境保全の重要性の高まりや高度情報化・グローバル化の進展、人々の価値観・生活様式の多様化、地方分権の一層の進展など、本町を取り巻く時代の潮流は大きく変化していることから、これらを十分に踏まえたまちづくりを進めていくことが必要です。

これらから導き出される主要課題の解決に向け、「安全・安心」、「快適・豊かさ」、「活力・協働」の基本理念に基づき、本町が目指す将来像を次のように定め、これまでのまちづくりの取り組みを引き継ぎながら、水と緑の豊かな自然と共生するまちづくり、子どもから高齢者まで町民一人ひとりの生命や個性が重視され、健康で安全・安心に暮らせるまちづくり、快適さや豊かさが実感でき、住んでいてあたたかさを感じることができるまちづくりに取り組みます。

---

---

美しい自然と共生し、安心して暮らせる  
あたたかいまち

---

---

## 第3節 人口・就業構造の推計

---

まち・ひと・しごと創生総合戦略による人口推計によれば、本町の人口は今後も減少傾向で推移しながら、令和12年には6,227人になると予想されています。

また、年齢階層別人口をみると、出生率の低下と平均寿命の伸長により、今後、老年人口（65歳以上）の増加が一層顕著となり、令和12年には2,562人と、構成比でも41.1%を占め、高齢化がさらに進むことが想定されます。年少人口（14歳以下）、生産年齢人口（15歳～64歳）については、令和12年にそれぞれ678人（10.9%）、2,987人（48.0%）になるものと想定され、年少人口、生産年齢人口の減少が進みます。

世帯数については、今後さらに核家族化や世帯の多様化が進展することが見込まれます。

就業構造は、就業割合で比較すれば、第1次産業、第2次産業が減少、第3次産業は増加傾向で推移するものと予想されます。

なお、本構想では魅力ある定住・交流基盤の整備や快適で安全な居住環境の整備、福祉・教育・文化環境の充実、活力ある産業の振興などにより、人口減少に歯止めをかけ、定住・交流人口の拡大に最大限努めます。

## 第4節 土地利用の基本方針

---

土地は、将来にわたって限られた資源であるとともに、町民の生活や産業経済活動などのあらゆる活動の共通の基盤となるものであり、その利用のあり方は、町の発展や町民生活の向上と深い関わりを持ちます。

目指す将来像の実現に向けて、合理的・計画的なまちづくりが進められるよう、本町の土地利用の基本方針を次のように定めます。

### 【土地利用区分別の基本方向】

#### ① 農用地

農用地については、農産物の生産の場であるのみならず、生活に潤いを与える生産緑地として、自然環境を保持する機能を有しています。

本町の農業は、将来とも基幹産業であるため、優良農用地の積極的な確保を図るとともに、遊休農地及び耕作放棄地については、自然環境に配慮しながら計画的な活用を促進します。

#### ② 森林

森林については、木材、林産物生産の経済的機能を有するのみでなく、町土の保全、水源かん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を通じて町民生活に大きく寄与しています。

木材生産機能をはじめ、森林の持つ多様な機能を総合的に発揮させるため、計画的な森林施業を促進し、健全な森林資源の維持造成を推進します。なお、大規模開発事業等の計画については、良好な生活環境と自然環境の保全に留意して的確に対応します。

#### ③ 水面・河川・水路

水面については、小規模ながら多くのため池があります。これらのため池は、農業用水としての利用にとどまらず、町民生活に潤いを与える親水機能や雨水調整機能を有し、防災上も重要な役割を果たしているため、適正な管理を図り保全します。

河川については、町民生活に有形・無形の恩恵を与えていますが、河川の氾濫によって、町民生活の安全を脅かす存在となります。

本町には、中央を流れる最上川とその支流として多くの河川があります。災害から町民の生命と財産を守るために、河川改修等の必要な施策とその用地の確保を図るとともに、自然景観を保全しつつ、広大な河川敷の親水空間等への有効利用を促進します。

水路については、農業用排水、流雪溝、雨水排水等の周辺環境に即し

た整備を推進します。

#### ④ 道路

道路については、町の産業、経済、文化の発展と地域住民の生活を支える上で、特に重要な役割を担っています。したがって、一般道路と農林道が総合的・効率的にそれぞれの機能を果たすよう計画的に整備します。

一般道のうち、高速道路をはじめとする幹線道路への連絡道路は、経済活動を活発化させる上で最も重要であり、総合的な道路体系を確立する必要があります。

生活道路については、豪雪地帯という本町の特性を踏まえ、雪道でも緊急車両が通れるよう整備に努め、町民生活の安全を確保します。

農林道については、農林業の生産性の向上及び農林地の良好な管理を図るため重要なものであることから、自然環境に配慮しながら農林地の利用形態に即した整備を推進し、その用地の確保に努めます。

#### ⑤ 宅地

宅地のうち住宅地については、町民の定住化を図り、過疎化に歯止めをかけるため都市的機能の整備を図りながら、良好な居住面積水準を目標として必要な施策を進めます。

#### ⑥ その他

その他については、行政、教育文化、社会福祉、公園等、公共施設用地の行政需要に対処しつつ、本町の発展と町民生活の中での利便性に配慮するとともに、環境保全に努めながら、必要な用地の確保に努めます。



## 第5節 将来像実現のための基本目標

---

将来像の実現に向けて、まちづくりの基本目標（6つの施策の柱）を次のとおり設定します。

### ◆1 健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり

- |      |              |
|------|--------------|
| 基本施策 | ■保健・医療の充実    |
|      | ■地域福祉の充実     |
|      | ■高齢者福祉の充実    |
|      | ■障がい者福祉の充実   |
|      | ■子育て支援の充実    |
|      | ■医療保険・年金等の充実 |

### ◆2 活力ある産業のまちづくり

- |      |              |
|------|--------------|
| 基本施策 | ■農林業の振興      |
|      | ■商業の振興       |
|      | ■工業の振興       |
|      | ■観光産業の振興     |
|      | ■雇用・勤労者対策の充実 |

### ◆3 安全で住みよいまちづくり

- |      |               |
|------|---------------|
| 基本施策 | ■道路・交通網の整備    |
|      | ■住宅・市街地の整備    |
|      | ■克雪対策の推進      |
|      | ■交通安全・防犯体制の充実 |
|      | ■防災体制の充実      |
|      | ■情報通信環境の整備    |
|      | ■消費者行政の充実     |

### ◆4 快適で安らぎのあるまちづくり

- |      |             |
|------|-------------|
| 基本施策 | ■環境保全活動の推進  |
|      | ■廃棄物処理対策の充実 |
|      | ■上水道・下水道の整備 |
|      | ■公園・緑地等の整備  |
|      | ■景観の保全・整備   |

## **◆5 豊かな心を育む教育・文化のまちづくり**

- 基本施策
- 地域とともにある学校づくりの推進
  - 学校教育の充実
  - 生涯学習体制の充実
  - 文化芸術・スポーツの振興
  - 青少年の健全育成の推進
  - 国内外との交流活動の推進

## **◆6 みんなが主役の協働のまちづくり**

- 基本施策
- 町民参加のまちづくりの推進
  - コミュニティ活動の充実
  - 男女共同参画・人権尊重社会の形成
  - 時代に即した自治体経営の推進

## 基本目標 I

# 健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり

町民一人ひとりの健康の保持・増進に向けた健康づくり・地域医療体制の充実に努めるとともに、支え合いの精神に基づく地域福祉体制づくり、高齢者や障がい者がいきいきと暮らせる福祉・介護環境の充実、少子化の急速な進行に対応した子育て支援の充実、さらには、医療保険・年金等の充実に努め、健康で安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めます。

### (1) 保健・医療の充実

町民の「自分の健康は自分で守る」という健康管理意識を高め、地域における健康づくりや生きがいづくり活動などを支援するとともに、各種健診や健康相談体制などの充実に努めます。

また、広域的連携による北村山公立病院の充実や町内外の医療機関との連携強化により、町民の医療ニーズに対応した地域医療体制の充実に努めます。

### (2) 地域福祉の充実

町民の誰もが、住み慣れた地域で共に支え合いながら、生きがいに満ちた生活が送れるよう、社会福祉協議会との連携により、町民自らによる健康づくりや地域福祉活動の育成・支援を進めます。

### (3) 高齢者福祉の充実

高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して生活できるよう、健康づくりや多様化する福祉ニーズに対応したサービスを提供するとともに、高齢者の社会活動への参加、就業機会の拡大を進めます。

また、介護・支援が必要な高齢者が適切なサービスを受けられるよう、介護保険事業の適正な運営、給付内容の充実に努めるとともに、介護保険についての啓発活動等を積極的に推進します。

### (4) 障がい者福祉の充実

共に生きる社会づくりを目標に、障がい者に対する町民の正しい理解と認識を深めるとともに、障がい者の自立と社会参加を促進するため、相談・就労体制を充実し、地域で安心して働き、生きがいを持って活動していくための環境づくりを進めます。

### (5) 子育て支援の充実

すべての子育て家庭が子育てに伴う喜びを実感でき、次世代を担う子どもが健やかに生まれ、元気に成長できるよう、多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実をはじめ、子育てに関する情報提供や相談・学習・交流の場の充実、放課後の児童の健全育成対策の推進など、

子育て家庭を支援する体制の整備に努めます。

(6) 医療保険・年金等の充実

すべての町民が健康で文化的な暮らしを営み、安心して生活を送ることができるよう、国民健康保険・国民年金等の制度の周知徹底と相談体制の充実に努めるとともに、適切な運用を図ります。

## 基本目標 2

### 活力ある産業のまちづくり

農業生産基盤の充実や担い手の育成をはじめとする多様な振興施策を一体的に推進し、基幹産業である農業の一層の振興に努めるとともに、商工会との連携による地域に密着した魅力ある商業活動の促進、既存企業への支援や企業誘致等による工業の振興、祭りやイベント、農業資源等を活かした観光・交流機能の拡充に努め、活力ある産業のまちづくりを進めます。

#### (1) 農林業の振興

農業生産基盤の充実をはじめ、農地の集約化、認定農業者の育成や後継者・新規就農者の育成・確保、効率的な経営体制の確立を図るとともに、関係機関・団体との連携により、特産物の開発やブランド化を促進します。

また、減農薬・減化学肥料栽培等による環境に優しい農業の促進を図るとともに、地産地消の視点に立った特産物の販売や都市・消費者との交流など、魅力ある農業を目指した多角的な活動を支援します。

林業については、町土の保全や水源のかん養などの森林の持つ多面的な機能の持続的な発揮に向け、森林組合との連携により、森林の保全や林業従事者の育成・確保に努めます。

#### (2) 商業の振興

商工会と連携した指導・支援体制の整備により、経営者の意識改革や後継者の育成をはじめ、地元ならではの地域に密着したサービスの展開、観光や地場産業との連携、インターネットを活用した販売展開、魅力あるイベントの開催等を促進し、商業の再生・活性化を図ります。

また、厳しい経営環境に対応するため、各種融資制度の周知と活用の促進に努めます。

#### (3) 工業の振興

地域経済の活性化と雇用の場の確保に向け、商工会との協力体制を強化し、企業誘致活動を推進するとともに、情報提供の充実による各種融資制度の周知と活用を促進し、既存企業の経営体質・基盤の強化に努めます。

#### (4) 観光産業の振興

交流人口の増加と地域活性化に向け、既存の祭り・観光イベントの充実強化やグリーン・ツーリズム（農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動）等の体験型観光の拡充、PR活動の推進など、多様化・高度化する観光ニーズに即した多面的な取り組みを一体的に推進し、観光・交流機能の拡充に努めます。

また、食や伝統文化、雪を観光資源として活用し、雪を活かしたイベ

ントや都市との交流等の事業展開に努めます。

(5) 雇用・勤労者対策の充実

地域産業の活性化により、就労機会の創出を進めるとともに、ハローワーク等の関係機関や地元企業との連携を図り、就職情報の提供や職業能力の開発支援に努め、町民の雇用対策の充実を図ります。

## 基本目標 3

# 安全で住みよいまちづくり

東北中央自動車道の整備など広域的な地域構造の変化も見据えながら、道路・交通網の整備や住宅・市街地の整備を進めるとともに、冬期間の町民生活の利便性を確保するための克雪対策の推進、交通安全・防犯体制や防災体制の一層の充実、町民生活の質的向上に向けた情報通信環境の整備、さらには、消費者問題の増加に対応した消費者行政の充実に努め、安全で住みよいまちづくりを進めます。

### (1) 道路・交通網の整備

東北中央自動車道の整備が進む中、交通の利便性や安全性の向上を目指して、国・県道の整備を促進するとともに、生活道路等の計画的・効率的な維持管理に努めます。

また、地域公共交通機関については、高齢者等交通弱者の交通確保と利便性の向上に向け、交通体系の再構築について検討します。

### (2) 住宅・市街地の整備

多様化する住宅ニーズへの対応と定住促進に向け、既存の町営住宅の適正管理及び整備について検討します。

また、急激な人口減少と高齢化の進行、さらには激甚化する災害の発生を背景に、持続可能な都市経営を可能とするために、都市機能の適正な立地と誘導を進め、安全で快適な生活環境の整備に努めます。

### (3) 克雪対策の推進

流雪溝の未整備地区については、引き続き流雪溝の整備を推進するとともに、施設の管理は住民組織と協働により行い、冬期間の交通確保や克雪対策に努めます。

また、機械除雪を中心とした除雪体制の充実に図り、町民生活の快適性の向上に努めます。

### (4) 交通安全・防犯体制の充実

警察や交通安全協会等と連携した交通安全教育・啓発活動を推進し、町民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備を促進し、交通事故のない安全な地域社会づくりを推進します。

また、町民の防犯意識の高揚に努めるとともに、各地域での自主的な防犯活動の促進、防犯灯の設置等の防犯環境の整備を推進し、犯罪のない安全・安心な地域社会づくりを推進します。

### (5) 防災体制の充実

頻発する地震や豪雨などの自然災害に対応するため、消防団の活性化をはじめ、老朽化した消防施設の計画的な整備充実に図り、地域での消

防力の強化に努めながら、広域消防の検討を進めていきます。

また、尾花沢市に委託している常備消防については、今後も協力しながら維持していきます。さらに町民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成をはじめ、あらゆる災害に強い安全・安心なまちづくりを進めます。

(6) 情報通信環境の整備

デジタル化は地域活性化やまちづくりの戦略として、また行政手続きのオンライン化や危機管理にも活用できるため、各家庭や個人へのさらなる普及が図られるものと期待されます。行政情報発信の充実強化を図るため、個人情報保護などセキュリティ対策を強化しながら、情報通信基盤の有効活用を進めていきます。

(7) 消費者行政の充実

消費者問題が増加し、その内容も複雑多様化する中、県や関係機関等との連携により、消費生活相談体制の充実や啓発活動の推進を図り、より安全で安心した消費生活が送れるよう消費者の自立促進に努めます。



## 基本目標 4

# 快適でやすらぎのあるまちづくり

環境負荷の少ない持続可能なまちづくりに向けた環境保全活動を推進するとともに、循環型社会の形成に向けたごみ・し尿等廃棄物処理対策の充実、健康で快適な暮らしに欠かせない上水道・下水道の整備、さらには、地域資源を活用した公園・緑地等の整備や景観を大事にしたまちづくりを推進し、快適でやすらぎのあるまちづくりを進めます。

### (1) 環境保全活動の推進

本町が誇る豊かな自然環境の保全をはじめ、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりに向け、省エネルギーの推進、地球温暖化防止など、町民と行政の協働による環境保全に向けた取り組みを推進します。

### (2) 廃棄物処理対策の充実

循環型社会の形成に向け、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合による安定的なごみ・し尿処理体制の充実を図るとともに、町民と行政が一体となったごみの減量化・リサイクル等に努めます。

また、不法投棄や産業廃棄物の適正処理に向けた啓発活動や監視体制の充実に努めます。

### (3) 上水道・下水道の整備

上水道については、全町にわたり普及していることから、日常生活に不可欠な安全・安心な水の安定供給を図るため、施設の老朽化への対応や耐震化、水質の保全等のための上水道施設の整備充実を計画的に推進します。

また、下水道についても、ほぼ全町にわたり整備が完了していることから、未加入者の加入促進、下水道施設の適正な維持管理に努めるほか、下水道事業の健全な運営に努めます。

### (4) 公園・緑地等の整備

町民の憩いの場、レクリエーションの場、子どもの遊び場の確保と防災機能の向上に向け、身近な公園・緑地等の整備充実を図ります。

### (5) 景観の保全・整備

本町の特徴であるかけがえのない自然景観を活かした景観形成や貴重な歴史・文化資源の保存等、景観を大事にしたまちづくりを推進します。

## 基本目標 5

# 豊かな心を育む教育・文化のまちづくり

学校・家庭・地域が一体となって子どもの成長を支え合う地域とともにある学校づくり、未来を切り開き生き抜く力の育成を重視した学校教育の充実、生涯にわたって心豊かに充実した生活を営むことができる生涯学習体制の整備、安らぎと喜びを与える文化芸術及び元気と感動を与えるスポーツの振興を図るとともに、次代を担う青少年の健全育成の推進や国内外との交流活動の推進に努め、豊かな心を育む教育・文化のまちづくりを進めます。

### (1) 地域とともにある学校づくりの推進

各学校に設置された学校運営協議会（コミュニティ・スクール）及び全小中学校をまとめた大石田学園運営委員会と地域学校協働本部の組織を効果的に連動させ、学校・家庭・地域が一体となって子どもの成長を支え合う活動を展開します。

また、地域共生・地域貢献を念頭におき、誇りと絆と向上心を育むために、可能性を引き出し、良さを伸ばし、心に灯をつける「引・伸・灯」の教育を推進します。

### (2) 学校教育の充実

子どもたちが未来を切り開き、生き抜いていく力（学力・人間力・社会力）を身につけることができるよう、社会の変化に対応する総合的な教育環境整備を推進します。

また、児童生徒の多様なニーズに応え、個性や創造性を伸ばし、次の世代を担う人材として成長することができるよう、小中学校の一貫した教育体系の整備充実を図り、活力ある学校づくりを進めます。

### (3) 生涯学習体制の充実

子どもから高齢者まで、町民一人ひとりが生涯にわたって心豊かに充実した生活を営むことができるよう、誰もが学べる生涯学習環境を整備します。

また、町民の自発的な学習活動を引き出し、支援することを通して学び続ける風土を育て、人づくりや活力あるまちづくりを目指します。

### (4) 文化芸術・スポーツの振興

町民に安らぎと喜びを与える文化芸術及び元気と感動を与えるスポーツについてニーズを把握し、既存施設の有効活用や各種団体への支援を通して、活性化を図ります。

また、町民の主体的な活動を促進するとともに、団体の育成・指導者の育成に力を入れ、持続可能な組織体制を作ります。

(5) 青少年の健全育成の推進

青少年が心身ともに健全でたくましく成長できるよう、学校・家庭・地域・行政が一体となった町ぐるみの支援体制を確立し、健全な社会環境づくりに向けた活動を推進します。

また、家庭や地域の教育力の向上、青少年の体験活動や交流活動の充実、ボランティア活動への参加促進、青少年育成団体や指導者の育成・支援に努めます。

(6) 国内外との交流活動の推進

町の豊かな自然や貴重な歴史・文化、農業資源等を生かし、国内における他地域との交流を促進し、地域の活性化に努めます。

また、今後さらに進展していく国際化に対応するために、グローバルな感覚を養う交流活動を積極的に推進し、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

## 基本目標 6

# みんなが主役の協働のまちづくり

新しい時代の町民と行政との協働のまちづくり、地域主導のまちづくりに向け、町民参加のまちづくりの推進やコミュニティ活動の充実を図るとともに、男女共同参画・人権尊重社会の形成に向けた取り組み、地方分権時代に相応しい自立する自治体経営を推進し、みんなが主役の協働のまちづくりを進めます。

### (1) 町民参加のまちづくりの推進

町民が自らの課題として積極的にまちづくりに関わり、新時代の大石田を築いていけるよう、ボランティアやNPO等の多様な住民団体の活動支援に努めます。

また、広報・広聴活動の一層の充実、情報公開の推進、各種行政計画の策定・見直しへの町民参画・協働の促進等、町民参画・協働に向けた町民と行政の情報の共有化を推進します。

### (2) コミュニティ活動の充実

地域主導のまちづくりを一層進めるため、地域づくり活動の支援事業の推進をはじめ、地域や地域団体を単位とする自主的なコミュニティ活動の充実を支援します。

また、コミュニティ活動拠点施設の充実支援に努めます。

### (3) 男女共同参画・人権尊重社会の形成

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画することができるよう、意識改革の推進をはじめ、町の政策・方針決定の場や地域活動における男女共同参画の促進に努めます。

また、学校・家庭・地域・職場等のあらゆる場を通じて、人権問題に対する正しい理解と認識を深める教育・啓発の充実を図り、人権意識の高揚に努めます。

### (4) 自立する自治体経営の推進

地方分権時代に相応しい自立する自治体経営を進めるため、民間経営理念・手法導入の視点に立ち、事務事業の見直しをはじめ、定員管理の適正化、あらゆる分野にわたる経費の節減や自主財源の確保、中・長期的な財政見通しを踏まえた健全な財政運営の推進など、さらなる行財政改革を計画的に推進します。

また、多様化・広域化する行政ニーズに対応していくため、山形連携中枢都市圏を始め、周辺自治体との連携により効率的・効果的な広域行政を推進します。

## 第3部 基本計画

# 基本目標 Ⅰ 健康で安心して暮らせる福祉 のまちづくり

## Ⅰ 保健・医療の充実

### 【現状と課題】

少子高齢化が急速に進行する中、健康に対する人々の関心はますます高まっており、一人ひとりの自主的な健康づくりを支援する環境の整備が求められています。

本町ではこれまで、健康づくり運動に関する行動指針として平成27年度に策定し令和元年度に中間見直しを行った「健康おいしだ21」等に基づき、保健センターを拠点として、各種健康診査や健康教育、健康相談、訪問指導をはじめ、ライフステージの各期に応じた保健事業の推進に積極的に取り組んできました。

しかし、生活様式や食生活の変化による生活習慣病や急速な高齢化に伴う要介護者の増加が懸念されていることから、「自分の健康は自分で守る」という認識と自覚を高め、生活習慣改善に繋がる行動を促していくことが必要であり、特に幼児期からの食育は重要な課題となっています。

また、少子化や核家族化の進行等に伴い家庭における子育て機能が低下傾向にある中、子育てに対する不安感や負担感が増大していることから、安心して子どもを産み育てるための母子保健の一層の充実が求められています。

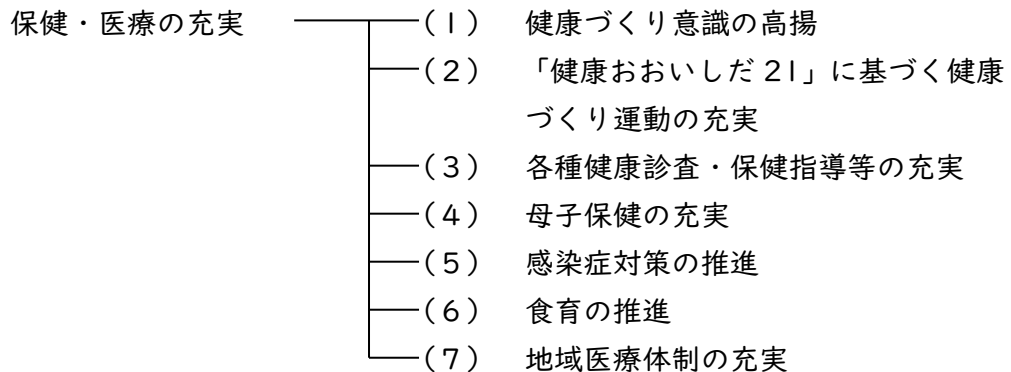
今後は、町民の健康づくり意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、ライフステージの各期にわたる保健事業のさらなる充実を図る必要があります。

また、医療機関は、町内に診療所が3箇所、歯科診療所が4箇所あるほか、東根市に北村山公立病院がありますが、急速な高齢化とともに、医療ニーズも多様化・高度化していくことが予想されることから広域的連携を強化し、地域医療体制の充実を推進していく必要があります。

### 【基本方針】

すべての町民が健康で元気に暮らせるよう、正しい知識の普及を図り、「自分の健康は自分で守る」という認識と自覚を高めることを基本とし、生涯の各期にわたる保健事業の充実とともに、広域的連携により、地域医療体制の充実を図ります。

## 【施策の体系】



## 【主要施策】

- (1) 健康づくり意識の高揚  
広報・啓発活動の推進や教室・イベントの開催等により、健康に対する正しい知識の普及や「自分の健康は自分で守る」という健康づくり意識の高揚を図ります。  
併せて健康推進員の活動についても推進します。
- (2) 「健康おおいしだ21」に基づく健康づくり運動の充実  
「健康おおいしだ21」に基づき、また、保健センターや温泉施設、社会体育施設等を活用し、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、たばこ、アルコール、歯の健康、糖尿病、循環器病、がんの各分野の目標値の達成に向けた健康づくり運動の拡大、定着及び充実を図ります。
- (3) 各種健康診査・保健指導等の充実  
関係機関との連携により、生活習慣病予防に向けた特定健康診査・特定保健指導等の実施をはじめ、がん検診等各種健康診査の充実を図ります。  
また、健康教育、健康相談等、健診後のフォロー体制の充実を図ります。
- (4) 母子保健の充実  
妊婦健康診査、乳幼児健康診査をはじめ、母子健康手帳の交付、健康教育、相談・指導体制等、各事業の一層の充実をめるとともに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに総合的に取り組みます。
- (5) 感染症対策の推進  
感染のおそれがある疾病の発生や蔓延を予防するため、新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

(6) 食育の推進

正しい食事の取り方や望ましい食習慣の定着を図るため、食生活改善推進員を中心に、関係機関との連携により、食育に関する知識の普及・啓発に努めます。

(7) 地域医療体制の充実

医療ニーズの多様化・高度化や救急・休日・夜間の医療ニーズに対応できるように、広域的連携を一層強化し、北村山公立病院の診療機能の充実をはじめ、地域医療体制の充実を図ります。

【目標指標】

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
乳幼児健診受診率	98.0%	99.0%	100.0%
各種がん健診受診率	41.7%	50.0%	60.0%
特定健康診査受診率	57.7%	65.0%	80.0%



## 2 地域福祉の充実

### 【現状と課題】

地域社会における支え合いの精神の希薄化や家庭内での介護能力、扶養能力の低下等が指摘される中、ますます複雑多様化する福祉ニーズに対応し、誰もが安心して暮らせる地域社会を確立するためには、公的な取り組みだけでなく、町民一人ひとりが福祉活動の担い手として、各種の活動に自主的に参画する地域福祉の推進が不可欠です。

本町ではこれまで、社会福祉協議会が地域の高齢者や障がい者等に対する幅広いサービスや事業を行い、地域福祉活動の中核的な役割を担っているほか、民生委員・児童委員やボランティア団体等が地域に密着した様々な活動を展開してきました。

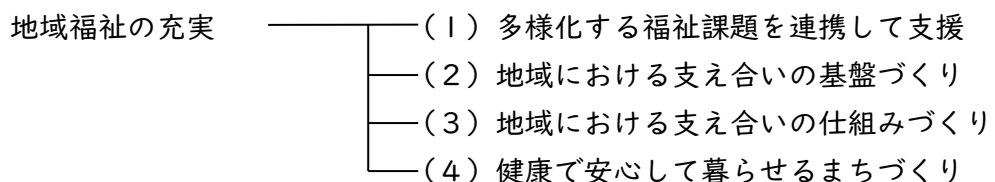
しかし、今後、少子高齢化はさらに急速に進行し、支援を必要とする高齢者や障がい者等が増加し、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが予想されます。

このため、令和2年度に策定した地域福祉計画に基づき、誰もが住み慣れた地域で共に支え合いながらいきいきと生活できる社会づくりを目指し、より多くの人々の福祉活動への参画を促進し、町民と行政が一体となった地域福祉体制を推進していく必要があります。

### 【基本方針】

すべての町民が住み慣れた地域で共に支え合いながら生きることができるよう、町民と行政が一体となった地域福祉体制づくりを推進します。

### 【施策の体系】



## 【主要施策】

### (1) 多様化する福祉課題を連携して支援

多様化、複雑化する地域生活課題に対して、計画的に福祉施策を進めていきます。

一方、従来の福祉制度では対処しきれない課題に対しても、適切な支援が受けられるよう、包括的な相談支援体制（それぞれの分野の福祉的課題等を丸ごと相談・支援できる体制）を構築します。また、権利擁護・虐待の防止、生活困窮者等への支援等セーフティネットを充実します。

### (2) 地域における支え合いの基盤づくり

地域福祉を担う人材の育成が必要であり、ボランティア活動に関する広報や必要な人と提供する人とのマッチング等が重要な取り組みとなります。

地域福祉を進める上で、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携が必要であり、地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に関わる取り組みを展開していきます。

### (3) 地域における支え合いの仕組みづくり

町民の方が地域の課題を「我が事」として「丸ごと」捉え、地域の中で支え合いの活動が促進されるように、福祉への理解を高め、地域と町・社会福祉協議会・関係機関・事業者等が連携しながら、身近なところから活動する機会を確保していきます。

また、地域において、誰もが支え合い・助け合える仕組みをつくるために、関係機関が連携を図りながら、地域における見守り・生活支援を進めていきます。

地区区長、民生委員・児童委員等、一部の協力者だけでなく、地域の住民が一体となって支え、地域の複合的な課題を解決する包括的な支援の仕組みをつくります。

### (4) 健康で安心して暮らせるまちづくり

高齢者や障がい者等にとって、災害や感染症は直接生命にかかわる問題であり、十分な対策や支援体制づくりが急務です。

また、地域で安心して暮らすために、本町の地域特性に見合った雪対策、地域交通の確保、日常的な見守り支援等を実施し、誰もが健康で安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

【目標指標】

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
社会福祉協議会加入世帯割合	96.3%	→	→
福祉ボランティア登録団体数	2 団体	→	→
福祉ボランティア登録者数	64 人	→	→

### 3 高齢者福祉の充実

#### 【現状と課題】

我が国の高齢化は急激に進行しており、人口構成の中で最も多い年齢層である昭和22年から24年生まれの「団塊の世代」は2025年（令和7年）に75歳以上となり、今後さらに高齢化が進展すると見込まれます。

本町の高齢化率は、令和2年3月31日現在39.3%で、国や県の水準を上回っています。

本町ではこれまで、平成17年度の介護保険法の改正等を踏まえ、地域包括支援センターの設置により、介護保険事業の適正運営をはじめ、生きがいづくりと社会参加の促進、各種保健福祉サービスの提供など、高齢化の進行に伴って増大・多様化していく町民ニーズに即した高齢者施策を積極的に推進してきました。

また、平成30年度には、第7期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、施策・事業の充実に努めてきました。

しかし、今後、本町の高齢化は一層加速していくことが予想されており、これに伴い、介護・支援を必要とする高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯の増加が見込まれるとともに、団塊の世代が高齢期に入ることから、社会参加や生きがいづくりに関するニーズの増大も予想され、高齢者施策の充実は引き続き重要な課題となっています。

このため、今後は、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の見直し等による推進体制の一層の充実により、高齢者福祉・介護施策全般の一層の内容充実を図り、すべての高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して生活できるまちづくりを進めていく必要があります。

#### 【基本方針】

すべての高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して生活できるよう、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護予防を柱にした各種施策を総合的・計画的に推進し、「地域包括ケアシステム」のさらなる充実を図っていきます。

#### 【施策の体系】

- 高齢者福祉の充実
- (1) 高齢者施策推進体制の充実
  - (2) 社会参加・生きがい施策の推進
  - (3) 介護保険サービスの提供
  - (4) 地域支援事業の推進
  - (5) 高齢者の暮らしの支援
  - (6) 高齢者に優しいまちづくりの推進

## 【主要施策】

### (1) 高齢者施策推進体制の充実

介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づく各種事業の実施状況の点検・評価を行い、3年ごとに計画を見直し、推進体制の強化を図ります。

また、介護予防を中心としたサービス提供拠点となる地域包括支援センターの機能強化、地域密着型サービスをはじめとするサービス提供基盤の整備等、施設・機能の整備・確保を図ります。

### (2) 社会参加・生きがい施策の推進

高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、老人クラブ活動の支援や高齢者の学習・健康づくり・交流の場の提供に努めます。

また、高齢者の経験・知識・技能が発揮できるよう、就業や社会参加を促進します。

### (3) 介護保険サービスの提供

介護が必要なときに、必要なサービスが利用できるよう、居宅（予防）サービスの充実や施設サービスの環境整備に努めるとともに、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域密着型サービスの確保に努めます。

また、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費の適正化を図ります。

### (4) 地域支援事業の推進

一般高齢者及び健康づくり高齢者（要支援・要介護になるおそれのある高齢者）に対する総合的な介護予防策として、地域支援事業の定着化を図ります。

また、地域包括支援センターを中心に、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談、権利擁護等を行う包括的支援事業を効果的に推進します。

### (5) 高齢者の暮らしの支援

生活上の支援が必要な高齢者を対象に、在宅生活の支援や養護老人ホームの入所支援をはじめとする各種福祉サービスの提供を図ります。

### (6) 高齢者に優しいまちづくりの推進

関係部門、関係機関・団体が一体となって、地域福祉の推進や住宅環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実等、高齢者に優しいまちづくりを総合的に推進します。

【目標指標】

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
介護や支援を必要としない高齢者割合	79.7%	→	→
老人クラブ会員数	591人	→	→
シルバー人材センター会員数	160人	→	→

## 4 障がい者福祉の充実

### 【現状と課題】

障がい者を取り巻く環境は、高齢化の急速な進行、障がいの重度化・重複化、家族形態の変化等に伴い大きく変化しています。

本町ではこれまで、平成18年の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行等を踏まえ、ノーマライゼーションの理念（誰もが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方）の浸透や障がい福祉サービスの提供、バリアフリーのまちづくり、障がい者の社会参加や就労の促進に向けた施策等、地域社会の中で障がい者が自立して暮らせるまちづくりを目指して、多様な施策を推進してきました。

また、平成30年度には、障がい福祉計画（第5期）及び障がい児福祉計画（第1期）を策定し、施策・事業の充実に努めてきました。

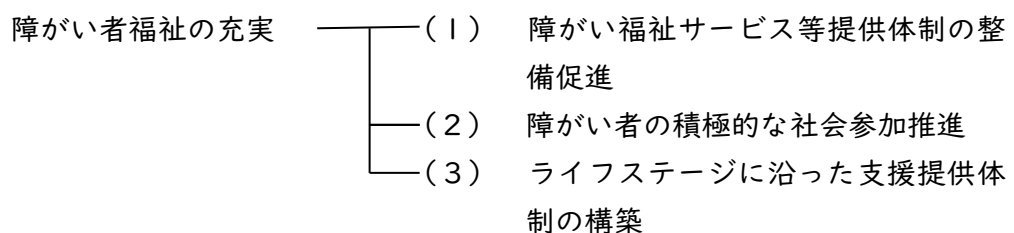
しかし、近年、障がい者の高齢化や障がいの重度化・重複化、介護者の高齢化が進んでおり、就労についても厳しい状況にあり、障がい者施策全般の一層の充実が求められています。

このため、令和2年度には、障がい福祉計画・障がい児福祉計画を見直し、推進体制の一層の充実を図り、障がい者施策全般の内容充実に努め、すべての障がい者が地域において可能な限り自立し、安全・安心な生活を送ることができるまちづくりを進めていく必要があります。

### 【基本方針】

すべての障がい者が地域社会の一員として自立し、安心していきいきと暮らせるよう、障がい福祉計画・障がい児福祉計画等に基づき、各種施策を総合的・計画的に推進します。

### 【施策の体系】



## 【主要施策】

### (1) 障がい福祉サービス等提供体制の整備促進

障がい福祉計画に基づき、居宅介護（ホームヘルプ）や重度訪問介護をはじめとする各種サービスに対する介護給付の実施、自立訓練や就労支援のための事業等に対する訓練等給付の実施、相談支援や日常生活用具の給付・貸与、移動支援をはじめとする地域生活支援事業の推進等、障がい福祉サービスの提供を充実します。

### (2) 障がい者の積極的な社会参加推進

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活や就労ができるよう、希望するサービスの利用や地域生活への移行、一般就労への移行を推進するとともに、「地域生活支援拠点」の確保に努めます。

#### ※地域生活支援拠点

…障がいの重度化、障がい者の高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場所、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の拠点。

### (3) ライフステージに沿った支援提供体制の構築

障がい児の健やかな育成を支援するため、ライフステージに沿って、障がいのある子どもが地域で必要なサービスを利用できるよう支援の提供体制の構築を図ります。併せて、障がいの有無に関わらずすべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

## 【目標指標】

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
福祉施設入所から地域生活への移行者数	0人	1人	2人
福祉施設から一般就労への移行者数	1人	3人	5人
地域生活支援拠点の確保	0箇所	1箇所	1箇所



## 5 子育て支援の充実

---

### 【現状と課題】

我が国では、予想を上回る勢いで少子化が進行しており、今後、さらに少子化が加速することが懸念されています。

本町においても、核家族化や共働き家庭の増加等、働き方や生活スタイルも変化しており、子育て支援を必要とする家庭も増加傾向にあります。

本町ではこれまで、令和元年度に策定した第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育サービスの充実を図るとともに、子育て支援センターを設置し、育児相談や情報提供に努めてきました。

さらに、児童の放課後等の居場所の充実、母子保健事業の充実、乳幼児・児童の医療費助成、保健・福祉・教育・医療の連携、ひとり親家庭への支援等、各種の子育て支援施策を推進してきました。

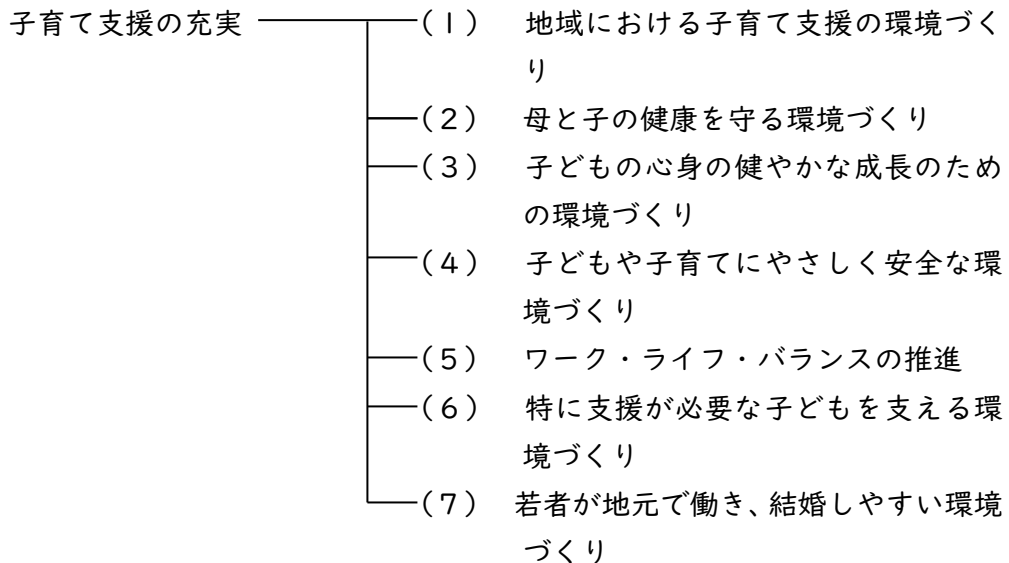
しかし、本町の少子化は依然として国や県の水準を上回る勢いで進行し、少子化対策、子育て支援が重要な課題となっており、子育て家庭が子育てに伴う喜びを実感でき、次代を担う子どもが元気に成長できる環境づくりを一層積極的に進めることが求められています。

このため、これまでの成果と課題を踏まえて子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て家庭を支援していくという視点に立ち、関連部門・関係機関が一体となって、子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

### 【基本方針】

若い世代が子育てに夢と希望を持ち、安心して子どもを産み、そして健やかに育てていくことができる環境づくりに向け、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援施策を総合的・計画的に推進します。

## 【施策の体系】



## 【主要施策】

### (1) 地域における子育て支援の環境づくり

専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育てサービスの充実を図ることが必要です。

このため、子育て支援事業が着実に実施できるよう、必要な措置の実施に努めるとともに、子育て支援事業に関する情報の提供、相談・助言並びにあっせん、調整・要請等を行います。

### (2) 母と子の健康を守る環境づくり

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。特に親の育児不安の解消等を図るため乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め妊娠期から継続した支援体制を整備します。

### (3) 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり

男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発については、各分野が連携しつつ効果的な取り組みを行います。

家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めます。特に、中学生、高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切

さを理解できるようにするため、保育園、児童館及び乳幼児健診等の場で職場体験を行うなど、乳幼児とふれあう機会を広げます。

(4) 子どもや子育てにやさしく安全な環境づくり

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができよう、良質な子育て世代向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取り組みを推進します。

また、民間事業者等と連携しながら、持家や借家を含めた住宅情報の提供に努めます。

(5) ワーク・ライフ・バランスの推進

すべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めていきます。

職場優先の意識や男女の固定的役割分担意識等、職場における働きやすい環境を阻害する慣行等を解消します。このため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。

(6) 特に支援が必要な子どもを支える環境づくり

児童虐待の早期発見、早期対応のため、身近な場所における継続的な支援を行い、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導等を行う子ども家庭総合拠点、子育て世代包括支援センター、利用者支援事業等により、地域における切れ目のない子育て支援を活用して虐待を予防するほか、児童相談所の権限や専門性を有する場合には、遅滞なく児童相談所へ事案を送致することや必要な助言を求めることが重要であり、このための関係機関との連携強化が不可欠となります。

また、ひとり親家庭等の子どもの健全な育成を図るために、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」等の規定を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域のひとり親家庭等の現状を把握し総合的な対策を適切に実施していきます。

障がい児等の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供を行います。

(7) 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり

若者の多様な就労の場を確保するため、新規創業や新分野進出など企業活動の活性化を支援します。

若年者等の就業を推進するため、職業観、勤労観等の醸成や企業のニーズ

にあった人材の育成、就業能力開発等を推進します。さらに、新規就農者に対する支援の強化や、進路決定前の学生や就農を目指す人の実地体験等を充実します。

結婚しやすい環境づくりの推進については、若者の結婚に対する意識調査や結婚対策等の施策を推進し、男女の出会いや交流が幅広くできるように県内外の市町村や各団体に情報提供します。

### 【目標指標】

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
放課後児童クラブ設置箇所数	4箇所	➔	➔
放課後児童クラブ登録者数	152人	➔	➔
子育て支援センター設置箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
子育て支援センター利用者数	3,360人	➔	➔

## 6 医療保険・年金等の充実

### 【現状と課題】

国民健康保険制度は、相互扶助の精神のもと、加入者の疾病や負傷等に対して必要な保険給付を行う医療保険の柱として、町民の医療と健康の確保に重要な役割を果たしています。

しかし、医療技術の高度化や高齢化の進行等に伴い、医療費は増大し続け、国民健康保険の運営は極めて厳しい状況にあります。

今後は、こうした状況を踏まえ、医療費の適正化や国民健康保険税の収納率の向上を図る必要があります。

国民年金制度は、不安のない老後の生活を保障するものであり、人々の生活に必要な不可欠なものです。このため、国民年金制度に関する正しい理解をさらに深めていく必要があります。

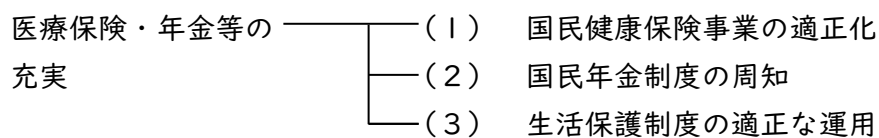
生活保護制度は、生活に困窮している人々に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援する制度であり、近年は、高齢化・核家族化等の社会的要因や経済・雇用状況の急速な変化に伴い、被保護世帯は全国的に増加傾向にあります。

本町ではこれまで、相談や生活保護制度の適正運用の促進に努めていますが、今後とも、被保護世帯の経済的な自立と生活意欲の高揚に向け、これらの取り組みを継続して実施していく必要があります。

### 【基本方針】

すべての町民が健康で文化的な暮らしを営み、安心して生活を送ることができるよう、社会保障制度の適正な運用に努めます。

### 【施策の体系】



## 【主要施策】

### (1) 国民健康保険事業の適正化

保健事業の推進による被保険者の健康づくり意識の高揚と自主的な健康づくりの促進はもとより、広報・啓発活動の推進やレセプト点検の強化、医療費通知の活用等による適正受診の促進に努め、医療費の適正化を図ります。

また、国民健康保険税滞納者に対する納付相談・指導等を適切に行い、収納率の向上を図ります。

### (2) 国民年金制度の周知

関係機関との連携により、広報・啓発や相談活動の推進を図り、国民年金制度に関する正しい理解と認識を深めるとともに、未加入者の加入促進に努めます。

### (3) 生活保護制度の適正な運用

被保護世帯の経済的な自立と生活意欲の高まりに向け、民生・児童委員や関係機関との連携により、実態を的確に把握しながら、相談・指導等に努めるとともに、生活保護制度や資金貸付制度の利用に関する助言・指導等に努めます。

## 【目標指標】

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
国民健康保険税収納率 (現年度分)	97.2%	➔	➔
国民健康保険被保険者1人当たり年間医療費	370,279円	➔	➔

# 基本目標 2 活力ある産業のまちづくり

## 1 農林業の振興

### 【現状と課題】

我が国の農業は、国際化の急速な進展により、担い手の減少と高齢化、農用地利用の低下や耕作放棄地の増加、飼料用穀物の高騰等、極めて厳しい状況にあります。

また、TPPの発効などにより、我が国の農産物は輸入農産物との厳しい競争環境に置かれており、今後は壊滅的な打撃を受けることが危惧されています。

本町ではこれまで、基幹産業である農業の発展を目指し、農業生産基盤の整備や担い手の育成をはじめ、多様な農業振興施策を関係機関・団体と一体となって推進し、着実に成果をあげてきました。

しかし、農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農家数の減少や就業者の高齢化、担い手不足、これに伴う遊休農地や耕作放棄地の増加、農地の集積の停滞等の問題がさらに深刻化しています。

このため、農業生産基盤の一層の充実を図り、担い手の育成・確保、効率的な生産組織や集落営農体制の強化、農業経営の法人化の促進等による経営体制の強化をはじめ、優良農地の保全及び有効活用に努めるとともに、地域特性に応じた付加価値の高い特産品の開発、流通システムの高度化等を促進していく必要があります。

また、環境保全型農業等、時代の要請等に即した農業の促進に努め、農業の持つ多面的機能の保全・活用を進めていく必要があります。

林業は、木材生産機能をはじめ、国土の保全や水源のかん養、地球環境の保全等、多面的機能を持っており、人々の生活に密接に結びついています。

しかし、木材需要の停滞や価格の低迷等の林業を取り巻く情勢が依然として厳しい中、林業従事者の減少や高齢化に伴い、生産活動が停滞し、森林機能の総体的な低下が懸念されています。

このため、今後は、森林が将来にわたって適正に管理され、木材生産機能と森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、令和元年に策定した森林整備計画に基づき、林業生産基盤の整備や合理的・計画的な森林施業の促進に努めるとともに、森林の保全及び育成、森林空間の総合的利用に努める必要があります。

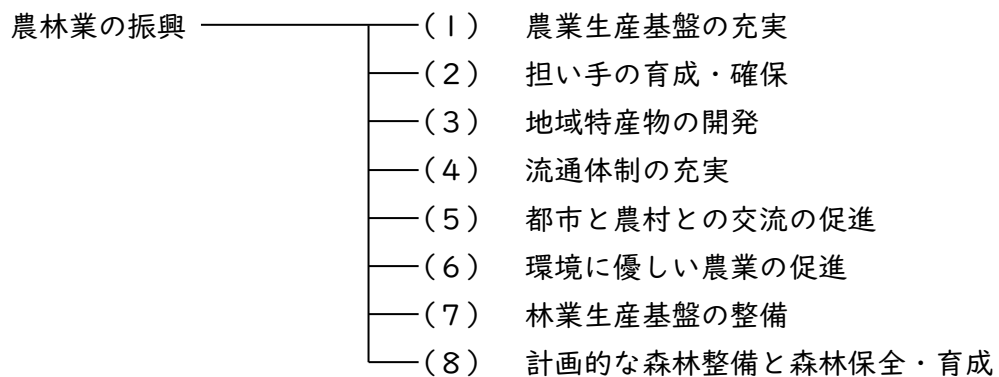
### 【基本方針】

安全・安心な食を提供する自立した農業の実現に向け、多面的な農業振興施策を総合的・計画的に推進します。



また、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林整備計画に基づき、合理的・計画的な森林施業の促進、森林の保全・育成と総合的利用に努めます。

## 【施策の体系】



## 【主要施策】

### (1) 農業生産基盤の充実

関係機関との連携により、優良農地の確保・保全に努めるとともに、ほ場整備をはじめ、農道、用排水施設の整備を図り、農業生産基盤の一層の充実を図ります。

### (2) 担い手の育成・確保

農地の流動化による利用集積や農作業受委託の促進、農用地利用改善団体の組織化等を通じて、意欲と能力のある認定農業者の育成・確保を図ります。

また、集落等を単位として集团的・効率的な営農を行う集落営農組織の育成を図るとともに、農業経営の法人化を促進します。

さらに、情報提供や研修機会の提供等を通じ、農業後継者及び新規就農者の育成・確保に努めます。

### (3) 地域特産物の開発

地域特性や消費者ニーズに即した新作物や新品種の導入・産地化を促進するほか、農畜産物の加工体制の充実を促進し、新たな加工特産品の開発や在来種作物を中心とした農産物のブランド化など、第6次産業化を促進します。

### (4) 流通体制の充実

既存の流通ルートの一層の充実に加え、農産物直売体制の充実や学校給食との連携による地産地消の促進、PR活動の強化やイベントの活用等、多面的な取り組みを促進し、町内外における消費の拡大に努めます。



- (5) 都市と農村との交流の促進  
都市や消費者との交流の促進、観光との連携、農地の有効活用の視点に立ち、農業・農村体験等の取り組みを促進します。
- (6) 環境に優しい農業の促進  
廃プラスチック類等、農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルの促進、減農薬・減化学肥料栽培の促進等、環境に優しい農業の促進に努めます。
- (7) 林業生産基盤の整備  
効率的な森林施業を実施するため、林道、森林作業道等からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの構築に努めます。  
また、山形県、森林組合と連携し、林業従事者の育成・確保に努めます。
- (8) 計画的な森林整備と森林保全・育成  
森林所有者の意識の高揚、合意形成を図りながら、森林組合を中心とした森林施業の共同化や受委託を促進し、共通の認識と目標のもと、合理的な森林整備が行える体制の確立に努めます。  
また、森林経営管理制度を利用し、必要に応じて森林経営管理事業を計画し、林業経営の効率化と森林管理の適正化に努めます。  
さらに、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、森林と水資源の保全との関連を考慮した森づくりの視点に立ち、町民及び関係者の意識の高揚を図りながら、森林の保全・育成を進めます。

### 【目標指標】

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
農業粗生産額	2,710百万円	2,900百万円	3,000百万円
認定農業者数	152人	131人	121人
集落営農組織数	3組織	➡	➡
農産物加工グループ数	2団体	➡	➡

## 2 商業の振興

### 【現状と課題】

商業は、豊かな消費生活の提供はもとより、交流や賑わいを生み出すものとして、地域活性化にとって重要な位置付けにありますが、全国的に既存商店街の衰退が進み、その活性化が大きな課題となっています。

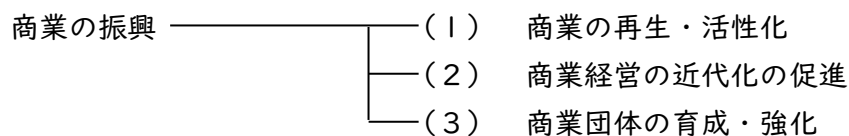
本町の商業は、古くから小売業を中心に町内の購買需要に応じてきましたが、零細・小規模個人経営が大部分を占める商業構造にあって、車社会の一層の進展や郊外大型店の進出、消費者ニーズの多様化・高度化等を背景に購買力の流出が勢いを増し、高齢化や後継者不足とも相まって、商業を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

このため、地域に密着したサービスの提供という原点に立ち返り、商業振興の核となる商工会の育成・強化により、商店個々の経営の近代化、サービスの向上等を促進していく必要があります。

### 【基本方針】

地元ならではのサービスの展開を図り、商業の再生・活性化を推進します。

### 【施策の体系】



### 【主要施策】

#### (1) 商業の再生・活性化

商工会と連携した支援体制により、地元密着した魅力ある商店づくりを推進し、商業活動の活性化を目指します。

#### (2) 商業経営の近代化の促進

商工会との連携により、研修・相談機会の拡充や情報提供の充実等、支援体制の強化を図り、経営意欲の高揚や後継者の育成、新規開業者の発掘、地元商店街ならではの地域密着サービスやインターネットを活用した販売の展開、魅力あるイベントの開催、農林業や観光と連携した特産品の開発・販売等を促進します。

また、厳しさを増す経営環境に対応するため、各種融資制度の周知と活用

を促し、経営体質・基盤の強化を促進します。

(3) 商業団体の育成・強化

商業振興の中核的役割を担う商工会等商業団体の育成・強化を図り、各種活動の一層の活発化を促進します。

**【目標指標】**

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
事業所数 (卸売業・小売業)	85 事業所	➡	➡
商業従業者数	286 人	➡	➡
年間商品販売額	5,809 百万円	5,900 百万円	6,000 百万円

### 3 工業の振興

---

#### 【現状と課題】

工業は、地域において、経済面での貢献はもとより、雇用の場の創出や若年層の定住促進など、重要な役割を担っています。

本町の工業は、中小零細事業所を中心に展開されており、経済情勢により、経営状態が大きく変動します。

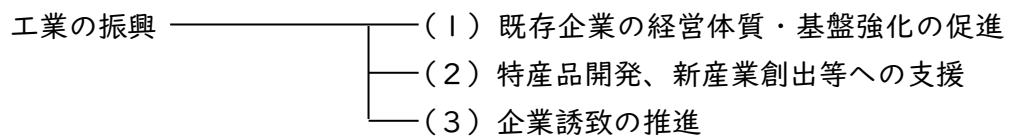
本町ではこれまで、既存企業の育成や企業誘致に努めてきましたが、長期にわたる景気の低迷や国際間競争の激化等を背景に工業を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にあります。

このため、今後は、商工会等との連携により、既存企業の経営体質・基盤の強化、近代化に向けた支援はもとより、新たな特産品づくりや新産業の創出等に向けた取り組み、広域交通網の整備を活かした優良企業の誘致を進めていく必要があります。

#### 【基本方針】

新たな活力の創造と雇用の場の確保に向け、既存企業の経営体質・基盤強化を促進するとともに、特産品づくりや新産業の創出への支援、優良企業の誘致を推進します。

#### 【施策の体系】



#### 【主要施策】

##### (1) 既存企業の経営体質・基盤強化の促進

商工会等との連携により、研修・相談機会の拡充や情報提供の充実等、支援体制の強化を図り、経営意欲の高揚や後継者の育成、事業の拡大等を促進します。

また、厳しさを増す経営環境に対応するため、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質・基盤の強化を促進します。

(2) 特産品開発、新産業創出等への支援

関係機関・団体との連携により、情報交換、技術交流の場や研修機会の提供、支援制度の整備等、産業支援・研究開発体制の整備を図り、農産物加工における技術の高度化や新たな特産品の開発、起業化や新産業の創出を促進します。

(3) 企業誘致の推進

東北中央自動車道等の整備による交流・物流の発展可能性を見据えながら、関係機関との連携により、企業誘致活動に努めます。

**【目標指標】**

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
従業者4人以上事業所数	13事業所	➡	➡
工業従業者数	609人	➡	➡
製造品出荷額等	9,064百万円	9,200百万円	9,400百万円

## 4 観光産業の振興

### 【現状と課題】

自然志向・健康志向の高まり、「癒し」や「食」を求める等、観光ニーズはますます多様化・高度化する傾向にあり、観光地にはこうした変化に対応して、リピーターの増加に向けた魅力ある観光づくりが求められています。

本町は、温泉施設をはじめ、そば街道や歴史観光が観光・交流の中心となっているほか、大石田まつりや維新祭、新そばまつり、大石田ひなまつりなどの各種イベントが開催され、国内外から多くの観光客が訪れています。

また、スイカオーナー制度やそば打ち講習等の体験型観光にも取り組んでいます。

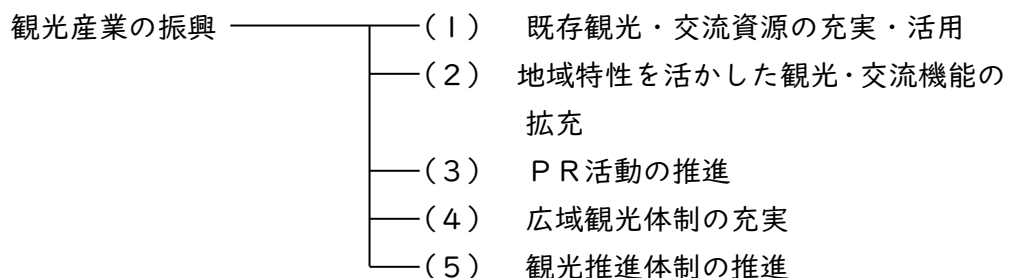
しかし、日帰り客がほとんどを占めているほか、数多くの観光・交流資源も、観光客が年間を通して繰り返し訪れる魅力ある観光基盤としての活用状況は必ずしも十分とはいえません。

このため、今後は、既存観光資源のブラッシュアップと新たな観光資源の掘り起こし、広域ネットワークによる通年型・滞在型の観光地づくり、リピーターの増加に向けた多面的な取り組みを進めていく必要があります。

### 【基本方針】

通年型・滞在型の観光地づくり、リピーターの増加に向け、多様化・高度化する観光ニーズに対応した多面的な取り組みを推進します。

### 【施策の体系】



## 【主要施策】

### (1) 既存観光・交流資源の充実・活用

町民及び事業者との協働により、大石田温泉等の既存観光・交流拠点の充実をはじめ、雪を活用した観光・交流イベントの充実を進めていくとともに、広域的連携による一層の魅力拡大を図ります。

### (2) 地域特性を活かした観光・交流機能の拡充

関係機関・団体や町民との協働により、グリーンツーリズム(農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動)やスイカオーナー制度、そば打ち講習等、自然・歴史・文化・人々等と触れ合う体験型観光の拡充を図ります。

### (3) PR活動の推進

パンフレットやポスターの作成、ホームページの充実、マスコミの活用等を通じ、本町の観光についてのPR活動を推進します。

### (4) 広域観光体制の充実

山形新幹線や東北中央自動車道等の広域交通体系の整備を活かした観光振興を図るため、広域的連携を強化し、広域観光ルートづくりや広域的なPR活動の推進等、地域一体となった観光振興施策を推進します。

### (5) 観光推進体制の推進

観光振興の中核的役割を担う観光協会等、観光団体の育成・強化を図り、各種活動の一層の活発化を促進します。

また、観光ボランティアガイド虹の町案内人の育成・確保により、観光サービスの一層の充実強化を図ります。

## 【目標指標】

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
観光入込客数	507千人	550千人	600千人
温泉宿泊客数	7,050人	➡	➡
観光案内数	1,306人	➡	➡

## 5 雇用・勤労者対策の充実

### 【現状と課題】

景気悪化の長期化とともに、産業構造の変化や労働力人口の減少、高齢化の進行等を背景に、地方における雇用環境は非常に厳しい状況にあります。

本町においても、産業を取り巻く情勢は依然として厳しい状況の中、町内における雇用機会の不足が大きな問題となっています。

また、町外・県外に雇用の場を求める労働者も少なくありません。

このため、各種産業振興施策を一体的に推進し、雇用の場の充実に努めるとともに、関係機関との連携により、地元就職及びU・Iターンの促進、女性や高齢者・障がい者等の雇用促進に努め、雇用の安定と雇用機会の拡充を進めていく必要があります。

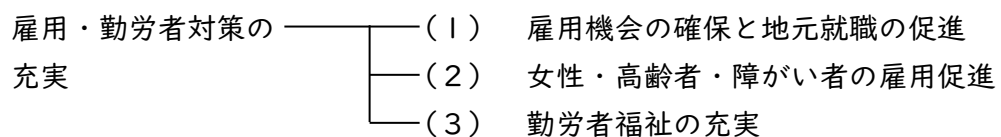
また、就業者が健康で快適な勤労生活を送ることができるよう、労働環境の充実等、勤労者福祉の充実を図っていくことが必要です。

さらに、若年層や後継者の定住を促し、活力あるまちづくりを進めるため、雇用関連施策や住宅施策等と連動しながら、効果的な定住促進施策を検討し、その積極的な推進を図る必要があります。

### 【基本方針】

就業者が良好で長期的に働くことができる雇用機会の創出・確保を図るとともに、勤労者福祉の充実に努め、若年層や後継者の定住に向け、効果的な支援施策を推進します。

### 【施策の体系】



### 【主要施策】

#### (1) 雇用機会の確保と地元就職の促進

各種産業振興施策の一体的推進により雇用の場の拡充を目指すほか、ハローワーク等関係機関や町内事業所等との連携、広域的連携により、就職相談や情報提供、職業能力開発への支援等を推進し、若年労働者の地元就職及びU・Iターンを促進します。



(2) 女性・高齢者・障がい者の雇用促進

関係機関と連携し、職業相談・紹介の充実に努めるほか、男女雇用機会均等法の趣旨の普及、シルバー人材センターの充実、事業所への啓発や職業訓練の支援等に努め、女性や高齢者・障がい者の雇用を促進します。

(3) 勤労者福祉の充実

事業所への啓発等により労働条件の向上や働きやすい環境づくりを促進していくとともに、余暇活動のニーズに応えるため、文化・スポーツ・レクリエーションの場の充実に努めます。

**【目標指標】**

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
年間求職者数	267人	250人	230人

# 基本目標 3 安全で住みよいまちづくり

## 1 道路・交通網の整備

### 【現状と課題】

道路・交通網は、便利な日常生活や活力ある産業活動を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な生活基盤です。

東北中央自動車道が本町内を通り、隣接する村山市と尾花沢市にインターチェンジが整備されたことから、広域的アクセスの一層の向上が期待されています。

本町ではこれまで、関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきましたが、交通量の増加や車両の大型化、さらには、高齢化が進む中、一層安全で便利な道路網・道路環境の整備が求められています。

今後は、このような状況を踏まえ、広域的な幹線道路から身近な生活道路に至るまで、町内道路網の計画的な整備に取り組むとともに、環境と人にやさしい道路空間づくりを進めていく必要があります。

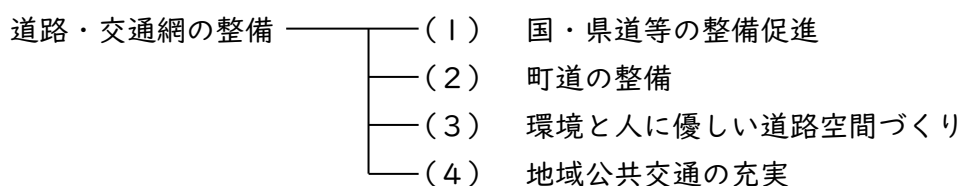
また、本町の公共交通機関は、JR奥羽本線の大石田駅と北大石田駅の2駅及び山交バス株式会社による路線バス1路線のほか、町による福祉バスを定期的に運行しています。

これらは、町民生活における身近な交通手段として重要な役割を果たしていることから、利用促進に向けた取り組みを進めながら、その維持・確保、利便性向上等に努める必要があります。

### 【基本方針】

広域的交通ネットワークの充実に向け、主要幹線道路等にアクセスする町内道路網の整備を進めるとともに、地域公共交通体系の整備を検討します。

### 【施策の体系】



## 【主要施策】

### (1) 国・県道等の整備促進

広域的交通アクセスの拡充に向け、東北中央自動車道（東根北～大石田村山間）の整備を関係機関に積極的に要請していきます。

### (2) 町道の整備

国・県道との連携や役割分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、また、地域の要望を踏まえながら、幹線道路から身近な生活道路に至るまで、町道網の整備を計画的に推進するとともに、町民との協働により、適正管理、維持補修に努めます。

### (3) 環境と人に優しい道路空間づくり

道路整備にあたっては、災害時への対応やバリアフリー化、環境・景観の保全に配慮した環境と人に優しい道づくりを進めます。

### (4) 地域公共交通の充実

高齢者や子ども等の交通弱者の日常生活に不可欠な交通手段として、路線バスの維持対策のほか、本町の状況に応じた地域公共交通体系の整備について検討します。

また、関係自治体との連携により、山形新幹線の利用促進に努めます。

## 【目標指標】

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
町道改良率	67.6%	➡	➡
町道舗装率	84.1%	➡	➡
大石田駅1日当たり乗降客数	1,492人	➡	➡

## 2 住宅・市街地の整備

### 【現状と課題】

住宅は、生活の基盤であり、安定した住まいを確保することは、豊かな暮らしを実現する重要な要素であるとともに、まちづくりの基本となるものです。

本町は、古くから農業を基幹産業として発展してきましたが、少子高齢化の急速な進行や若年層の流出等に伴い人口は減少傾向にあり、定住・移住の促進に向けた住宅・宅地の量的な充足が課題となっています。

さらに、居住環境の総合的な快適性・安全性に対する関心が一層高まっており、量的な充足はもとより、質的な向上も求められています。

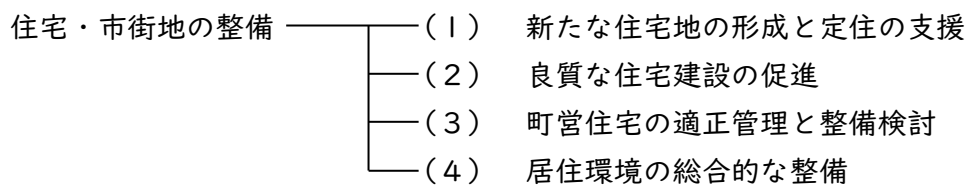
このため、市街地整備や民間による住宅建設の促進などを通じて新たな住宅地の形成を進めるとともに、良質な住宅建設の促進に努める必要があります。

また、町営住宅については、令和2年4月現在、3団地48戸を管理しており、老朽化した町営住宅の改修等を進めてきましたが、今後は、既存住宅の適正管理に努めるとともに、町民ニーズや民間による住宅建設の動向を見極めながら、町営住宅の整備を検討していく必要があります。

### 【基本方針】

定住・移住の促進と安全・安心・快適な住まいづくりに向け、新たな住宅地の形成や良質な住宅建設の促進、町営住宅の適正管理及び整備を検討します。

### 【施策の体系】



## 【主要施策】

### (1) 新たな住宅地の形成と定住の支援

若者の定住及び団塊の世代の移住の促進を見据えながら、市街地整備や民間による住宅建設の促進等により、新たな住宅地の形成を進めます。

また、町内への住宅建設に対する助成制度や定住促進に向けた支援施策を推進します。

### (2) 良質な住宅建設の促進

国・県等関係機関や民間の協力を得ながら、高齢者や障がい者に配慮した住宅や積雪・寒冷地域に適した住宅、地域産材を活用した住宅等、多様なニーズや地域特性に即した良質な住宅の建設及び改修を促進します。

### (3) 町営住宅の適正管理と整備検討

既存の町営住宅の適正な維持管理に努めるとともに、町民ニーズや民間による住宅建設の動向を総合的に勘案しながら、整備に向けて検討します。

### (4) 居住環境の総合的な整備

すべての町民が安全で快適に生活できる住環境を確保するため、生活道路、公園・緑地、下水道などの生活基盤について、地域の実情を踏まえた計画的な整備を進め、生活水準の維持に努めます。

## 【目標指標】

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
町営住宅戸数	48戸	➡	➡

### 3 克雪対策の推進

#### 【現状と課題】

本町は、県内有数の豪雪地帯であり、冬期間の町民の安定した生活の確保に向けた対策が重要な課題となっています。

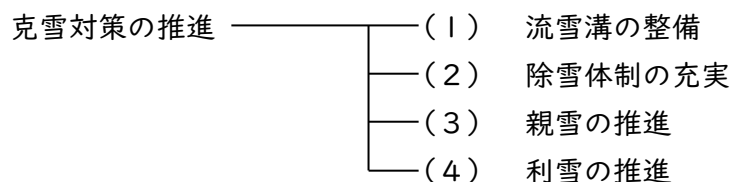
本町ではこれまで、雪に強いまちづくりに向け、最上川や丹生川等を利用した流雪溝の整備をはじめ、機械除雪の充実、地域内共助による思いやり除雪を推進してきました。

今後も、流雪溝の整備をはじめ、除雪体制の充実、親雪・利雪の推進を図るとともに、町民と行政との協働による総合的な克雪対策を推進していく必要があります。

#### 【基本方針】

雪に強いまちづくりに向け、町民と行政との協働による総合的な克雪対策を推進します。

#### 【施策の体系】



#### 【主要施策】

##### (1) 流雪溝の整備

国・県等関係機関との連携により、流雪溝の未整備地区について計画的な整備を推進します。

##### (2) 除雪体制の充実

機械除雪による確実な道路確保と地域内共助による思いやり除雪による生活空間の確保に努めます。

また、安定した町民生活の確保に向け、除排雪機械の計画的な更新や体制の充実強化に努めます。

(3) 親雪の推進

雪を活かしたイベントの充実を図ります。

(4) 利雪の推進

農業振興と地域の活性化に向け、雪室施設等の利活用を図ります。

**【目標指標】**

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
町道除雪率(車道)	68.8%	70.0%	72.0%
流雪溝整備地区	30地区	31地区	32地区

## 4 交通安全・防犯体制の充実

---

### 【現状と課題】

近年、交通事故は全国的に減少傾向にありますが、子どもや高齢者の死亡事故の割合が高く、その安全対策の強化が求められています。

本町では、交通事故の防止・抑制に向け、警察や交通安全母の会等、関係機関・団体との連携により、子どもや高齢者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育をはじめ、広報活動や交通安全運動期間の集中啓発活動等を積極的に推進し、官民一体となって交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設整備や道路環境向上の促進に努めています。

しかし、国・県道を中心とする交通量の増加をはじめ、交通マナーの低下など、様々な要因により交通事故は依然として減少せず、令和元年における町内の交通事故件数は14件、負傷者数は16人となっています。

このため、高速交通体系の整備等に伴う交通量の一層の増加や高齢化の急速な進行等も見据え、交通安全意識の高揚や交通安全施設の整備等、交通安全対策の一層の強化が必要です。

また、全国的に児童生徒が被害者となる凶悪犯罪の増加、インターネットや電話を使った顔のみえない犯罪の増加、犯罪の低年齢化、広域化が進む中、犯罪からの安全確保が特に重視されています。

本町では、警察や防犯協会、駅前レインボー隊等、関係機関・団体との連携により、防犯意識の高揚や防犯体制の充実を図り、犯罪の未然防止に努めています。が、少子高齢化や核家族化、コミュニティ意識の希薄化等に伴い、地域の犯罪防止機能の低下も懸念されており、今後一層、防犯・地域安全体制の強化を図る必要があります。

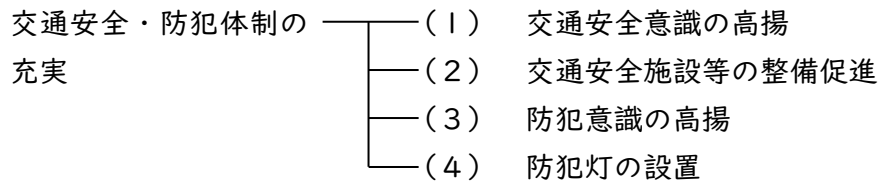
### 【基本方針】

交通事故のない町を目指し、町民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備を進めます。

また、安全・安心な暮らしの確保に向け、町民の防犯意識の高揚及び防犯・地域安全体制の充実を図ります。



## 【施策の体系】



## 【主要施策】

### (1) 交通安全意識の高揚

関係機関・団体との連携により、交通安全に関わる行事や広報・啓発活動の充実に努めるとともに、交通安全専門指導員や交通指導員を設置し、保育所、学校、職場、地域社会などあらゆる機会を捉えた交通安全教育の徹底に努めます。

また、交通安全推進協議会等の関係団体の組織の充実を促進します。

### (2) 交通安全施設等の整備促進

高速交通体系の整備等に伴い交通量の増加が見込まれる場所について、交通安全施設の整備充実及び道路環境の整備を促進していきます。

### (3) 防犯意識の高揚

警察や防犯協会、駅前レインボー隊等、関係機関・団体との連携により、防犯に関わる行事や広報・啓発活動等を通じて町民の防犯意識の高揚に努めるとともに、地域ぐるみの各種防犯・地域安全活動を促進します。

### (4) 防犯灯の設置

夜間における防犯環境の向上に向け、通学路を中心とした防犯灯の設置・改修を計画的に推進します。

## 【目標指標】

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
交通事故発生件数	14件	➡	➡
犯罪発生件数	37件	➡	➡
防犯灯設置数	91基	100基	110基

## 5 防災体制の充実

---

### 【現状と課題】

安全・安心の要望が高まる中、あらゆる災害に強いまちづくりが強く求められています。

本町の消防体制は、昭和50年4月から隣接する尾花沢市に消防事務を委託し、令和元年度には、大石田分署を移設しています。さらに、大石田町消防団（4分団、団員定数380人 令和2年4月現在）との緊密な連携により、地域消防・防災体制を構築しています。

しかし、地域の消防・防災の要である消防団においても、団員数の減少や団員の高齢化など、消防力の低下が懸念されています。

施設面においても、防火水槽・消火栓等の消防水利の拡充や小型消防ポンプ及び消防ポンプ自動車の計画的な更新が必要とされています。

このため、常備消防による消防・救急体制の充実を進めながら、時代に即した消防団の活性化対策を推進するとともに、消防施設全般の整備充実を進めていく必要があります。

また、全国的に大地震や集中豪雨による激甚災害が多発しており、防災体制の一層の強化が求められています。

特に、高齢化の急速な進行の中、災害時要援護者等の情報収集・情報伝達及び避難対策の確立や急傾斜地等の危険箇所の把握・周知及び災害防止への対応が課題となっています。

今後は、地域防災計画に基づき、関連機関、町民が一体となった総合的な防災体制を確立していく必要があります。

また、世界各地でテロや有事が発生する中、武力攻撃等の緊急事態への備えも求められており、平成18年度に策定した国民保護計画に基づく取り組みを進めていく必要があります。

### 【基本方針】

あらゆる災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、消防・救急体制の充実や消防団の活性化による地域消防力の一層の強化を図るとともに、地域防災計画に基づく総合的な防災体制の確立を図ります。

## 【施策の体系】

防災体制の充実

- (1) 消防団の活性化
- (2) 消防施設の整備充実
- (3) 広域消防の検討
- (4) 総合的な防災体制の確立
- (5) 防火・防災意識の高揚と自主防災組織の育成
- (6) 治山・治水対策の促進
- (7) 武力攻撃等の緊急事態対策の推進

## 【主要施策】

### (1) 消防団の活性化

広報・啓発活動等を通じて消防団活動に対する町民の理解と協力を得ながら、団員確保の推進や研修・訓練の充実による資質の向上等、消防団活性化対策を推進します。

### (2) 消防施設の整備充実

老朽化や状態変化による能力不足等の状況に応じ、防火水槽・消火栓・消防ポンプ車をはじめとする各種消防施設の整備充実を計画的に推進します。

### (3) 広域消防の検討

村山地域における市町の広域消防の基本的な考え方を踏まえて、現実的な広域消防について検討します。

### (4) 総合的な防災体制の確立

地域防災計画等の指針を適宜見直しながら、これに基づき、町及び防災関連機関、町民が一体となった総合的な防災体制の確立を図ります。

特に、災害時の情報発信体制を拡充するとともに、災害時要援護者の避難支援体制の充実、備蓄施設等防災施設の整備充実及び備蓄資機材の充実、避難所・避難場所の充実及び周知徹底を図ります。

### (5) 防火・防災意識の高揚と自主防災組織の育成

広報・啓発活動の推進や総合的なハザードマップの作成・活用、防火・防災訓練の実施を図るとともに、地域防災の要となる自主防災組織の育成及び活動支援に努め、町民の防火・防災意識の高揚と地域ぐるみの防火・防災体制の確立を図ります。

(6) 治山・治水対策の促進

危険箇所の把握・周知を行いながら、関係機関との連携により、河川の改修や急傾斜地の崩壊防止等、治山・治水対策を促進していきます。

(7) 武力攻撃等の緊急事態対策の推進

武力攻撃等の緊急事態に対処するため、国民保護計画に基づき、平素からの備えや事態発生時の即応体制の整備に関する取り組みを推進します。

**【目標指標】**

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
自主防災組織組織率	92.7%	100%	100%
火災発生件数	3件	0件	0件
町防災訓練実施回数	1回	2回	2回

## 6 情報通信環境の整備

### 【現状と課題】

インターネットやスマートフォンの急速な普及に伴って、誰もが様々な情報を瞬時に収集できる時代が到来し、自治体では、インターネットを利用して各種行政サービスを提供・公開しています。

本町では、平成22年度に光ファイバー網による超高速ブロードバンドを町全域に整備し、高度情報通信基盤の充実を図っていますので、それらを活用しながら国が進める自治体DX推進計画に基づいたデジタル社会の早期構築を進める必要があります。

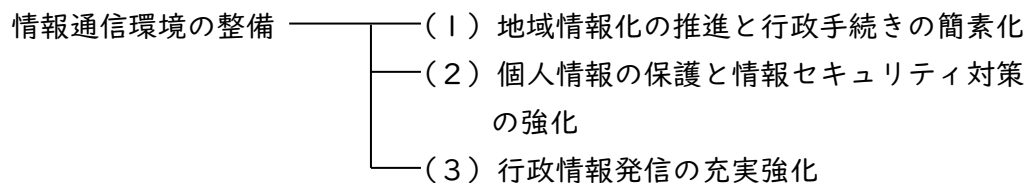
一方、今後、デジタル化は地域活性化やまちづくりの戦略として、また行政手続きのオンライン化や危機管理にも活用できるため、各家庭や個人へのさらなる普及が図られるものと予想されます。

今後は、個人情報保護などセキュリティ対策を強化しながら、情報通信基盤の有効活用を進めていきます。

### 【基本方針】

町民生活の質的向上と町全体の活性化に向け、情報通信基盤の整備と併せて個人情報保護の対策強化を推進します。

### 【施策の体系】



### 【主要施策】

#### (1) 地域情報化の推進と行政手続きの簡素化

インターネットなどの情報通信技術（ICT）の活用とマイナンバーカードの普及促進を図ることにより、各種申請・届出等行政手続きのオンライン化をはじめ、既存の情報システムの充実など行政内部の情報化に努め、町民の利便性の向上と行政事務の簡素化・合理化を図るなど、町全体の情報化を一層推進します。

(2) 個人情報の保護と情報セキュリティ対策の強化

個人情報保護法及び個人情報保護条例の遵守と情報セキュリティポリシーの適正な運用に努め、個人情報保護をはじめとする情報セキュリティ対策を一層強化し、情報システムの安全性と信頼性の確保を図ります。

(3) 行政情報発信の充実強化

ホームページにおける行政情報の内容の充実を図るとともに、SNSを活用するなど、町民への情報発信の充実強化を図ります。

**【目標指標】**

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
町ホームページアクセス件数	482,393件	➡	➡
マイナンバーカード交付率	9.18%	➡	➡



# 基本目標 4 快適でやすらぎのあるまちづくり

## Ⅰ 環境保全活動の推進

### 【現状と課題】

自然環境の保全は、地球温暖化対策を進めるうえで世界的な課題となっています。

このような中、自治体においても、持続可能な循環型社会の形成に向けた具体的な行動の推進が強く求められています。

本町は、西吾妻山に源流を発し、日本海へ注ぐ母なる川「最上川」をはじめ、丹生川など大小の河川が流れ、潤いある水辺空間に恵まれているほか、市街地の外縁は山々の緑につつまれています。

また、川前地区には、貴重なギフチョウとヒメギフチョウの混生地を有するなど、豊かな自然を誇っています。

本町ではこれまで、これらの自然保護に努めてきたほか、「クリーンアップおおいしだ」等の清掃活動をはじめとする町民の環境美化運動の推進、騒音・振動・悪臭の防止、大気汚染の防止等、環境保全に関わる各種施策を推進してきました。

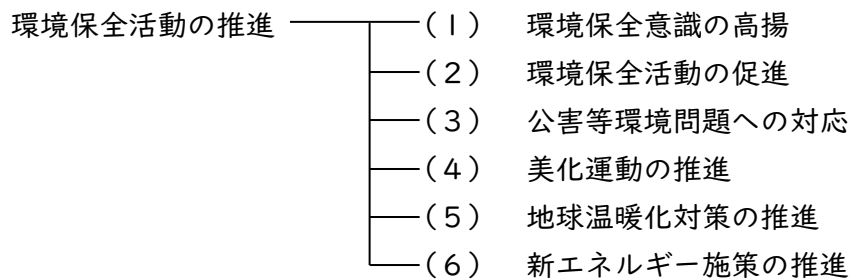
今後とも、最上川等の潤いのある水辺空間を有する町として、環境を重視した地球に優しいまちづくりを重点施策と位置付け、豊かな自然環境の保全をはじめ、環境問題への対応を町民との協働のもとに総合的に推進し、環境負荷の少ない持続可能な社会の形成を進めていく必要があります。

### 【基本方針】

持続可能な循環型社会の形成に向け、総合的な環境施策を町民及び事業者と一体となって推進します。



## 【施策の体系】



## 【主要施策】

- (1) 環境保全意識の高揚  
環境保全に関わる広報・啓発活動や環境学習を積極的に推進し、町民の環境保全意識の高揚に努めます。
- (2) 環境保全活動の促進  
環境美化運動の推進、リサイクル運動、マイバッグ運動等、町民の自主的な環境保全活動の拡大・定着化、ボランティアの育成・支援に努めます。  
また、希少野生動植物種の保護や河川等の水辺の豊かな自然環境の保全に努めます。
- (3) 公害等環境問題への対応  
河川の水質汚濁をはじめ、騒音・悪臭・振動等の公害に対し、関係機関との連携により、監視・指導を推進し、未然防止及び適切な対応に努めます。
- (4) 美化運動の推進  
町民の参加のもと、最上川の一斉清掃や美化活動の推進に努めます。
- (5) 地球温暖化対策の推進  
地球温暖化防止実行計画を策定し、役場の事務事業で発生する温室効果ガスの排出削減を図るとともに、町全体への波及に向けた啓発等に努めます。
- (6) 新エネルギー施策の推進  
地域新エネルギービジョンを策定し、公共施設における太陽光発電施設の設置や公用車へのクリーンエネルギー自動車の導入、家庭や事業所における太陽光発電施設の設置促進等、環境負荷の少ない新エネルギーの導入に向けた取り組みを推進します。

【目標指標】

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
クリーンエネルギー公用車導入 台数	0台	1台	1台
再生可能エネルギー設備導入数	2台	➔	➔
クリーンアップおおいしだ参加 者数	11,000人	➔	➔

## 2 廃棄物処理対策の充実

### 【現状と課題】

地球規模で環境保全の重要性・緊急性が叫ばれる中、従来からの社会・経済の仕組みや生活様式を根本から見直し、循環を基調とすごみゼロ社会を形成していくことが求められています。

本町におけるごみは、本町と尾花沢市で運営している尾花沢市大石田町環境衛生事業組合において広域的に収集・処理しています。

本町ではこれまで、広報・啓発活動等を通じたごみの減量化や分別排出をはじめ、生ごみ処理機購入補助等により、リサイクルの促進に努めるとともに、年2回の不法投棄巡回監視を行い、不法投棄対策も進めてきました。

その結果、ごみの排出量や不法投棄は減少傾向にあります。

このため、今後は、ごみの排出動向や廃棄物・リサイクル関連法を踏まえながら、広域的なごみ処理体制の充実を進めるとともに、町民の理解と協力のもと、ごみの減量化やリサイクル、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組み、循環型社会の形成を目指していく必要があります。

また、し尿についても、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合において広域的に収集・処理していますが、今後とも適正な収集・処理体制の充実を図る必要があります。

### 【基本方針】

循環型のごみゼロ社会の形成に向け、広域的な収集・処理体制の充実を進めながら、3R運動（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生使用）の促進に努めるとともに、広域的なし尿収集・処理体制の充実を図ります。

### 【施策の体系】



## 【主要施策】

### (1) ごみ収集・処理体制の充実

広域的連携により、ごみの排出動向や関連法等に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動等を通じた分別排出の徹底に努めるとともに、環境衛生センターの適正な管理・運営等、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合による処理・処分体制、リサイクル体制の充実を図ります。

### (2) 3R運動の促進

広報・啓発活動や推進団体の育成等を通じ、町民や事業者の自主的な3R運動（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生使用）を促進し、ごみの減量化とごみを出さない生活様式及び社会・経済システムへの転換を進めます。

### (3) ごみの不法投棄の防止

町民との協働により、不法投棄巡回監視を引き続き行い、不法投棄の防止に努めるとともに、監視体制の強化を図ります。

### (4) し尿収集・処理体制の充実

広域的連携により、収集・運搬体制の確立に努めるとともに、下水道事業の進捗に伴うし尿の減少と浄化槽汚泥の増加も見据えながら、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合によるし尿及び浄化槽汚泥処理体制の充実を図ります。

## 【目標指標】

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
一般廃棄物リサイクル率	14.0%	14.8%	15.0%
町民1人当たりごみ排出量	265 kg	240 kg	215 kg
ごみ不法投棄件数	2件	0件	0件

### 3 上水道・下水道の整備

#### 【現状と課題】

健康で快適な町民生活に欠くことのできない重要な社会基盤である上水道は、現在、町内全域にわたり整備されています。

今後は、上水道施設の老朽化への対応や耐震化、水質保全等を計画的に推進し、安全・安心な水の安定供給に努めていく必要があります。

下水道は、快適で住みよい居住環境づくりと河川や湖沼等の公共水域の水質汚濁の防止・改善、循環型社会形成への貢献等、多面的な機能を持ち、人々の生活に大きな役割を果たしています。

本町は、現在、一部地区を除き、ほぼ町内全域にわたり公共下水道が整備されていることから、今後は、未加入者の加入促進、下水道施設の適正な維持管理に努めていく必要があります。

#### 【基本方針】

上水道事業は、老朽化した水道施設の更新や既存施設の耐震化を進めるとともに、事業運営に必要な収益の確保、経営基盤の強化を図ります。

下水道事業は、既存施設の耐震化を進めるとともに、経営の安定化を推進します。

#### 【施策の体系】

- 上水道・下水道の整備
- (1) 計画的な上水道施設の整備
  - (2) 公共下水道への加入啓発と合併処理浄化槽設備の整備促進
  - (3) 農業集落排水事業の健全運営

## 【主要施策】

(1) 計画的な上水道施設の整備

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合による老朽化施設の更新や既存施設の耐震化等、上水道施設の計画的な整備と長寿命化を図ります。

(2) 公共下水道への加入啓発と合併処理浄化槽設備の整備促進

水環境保全に関する広報・啓発活動や補助等を通して、公共下水道の加入と合併処理浄化槽設備の整備を促進するとともに、公共下水道の適正な維持管理・長寿命化の促進に努めます。

(3) 農業集落排水事業の健全運営

農業集落排水施設の適正な維持管理を図るとともに、事務事業の効率化や経費の節減等を進め、受益者負担の適正化の観点から、事業運営に必要な使用料水準への改定を検討し、農業集落排水事業の健全な運営に努めます。

## 【目標指標】

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
公共下水道水洗化率	95.6%	97.0%	99.0%
農業集落排水水洗化率	91.4%	95.0%	99.0%

## 4 公園・緑地等の整備

### 【現状と課題】

公園や緑地は、スポーツ・レクリエーションの場、交流・憩いの場、子どもの遊び場、さらに災害時の避難場所となる重要な施設です。

本町は、最上川や山々の緑につつまれた優れた自然環境・景観を誇る町であり、自然の緑や水に親しめる場は数多くあります。

今後は、身近な交流の場、憩いの場、子どもの遊び場としての環境整備とともに、防災空間としての施設設備の充実を図る必要があります。

### 【基本方針】

町民の憩いの場、交流の場を確保するため、身近な公園・緑地等の充実を図ります。

### 【施策の体系】

公園・緑地等の整備 ————— (1) 身近な公園・緑地等の充実

### 【主要施策】

(1) 身近な公園・緑地等の充実

町民の交流の場、憩いの場、子どもの遊び場、防災空間を確保するため、身近な公園・緑地の施設設備の充実を図ります。

### 【目標指標】

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
都市公園数	4箇所	4箇所	4箇所

## 5 景観の保全・整備

### 【現状と課題】

美しい景観の形成は、自然環境の保全と併せて豊かな暮らしに欠くことのできないものです。

近年では、全国的に地域をあげて景観形成に取り組む地域が増えてきています。

本町は、最上川や山々の緑などの自然環境、多くの文人墨客に愛され詠われた美しい風景など、かけがえのない自然景観を誇ります。

また、最上川舟運の歴史を伝える河岸や蔵の町並みなどの貴重な歴史・文化資源が息づいています。

今後とも、町民や事業者の理解と協力のもと、かけがえのない自然景観や貴重な歴史・文化資源の保存に努めていく必要があります。

### 【基本方針】

本町特有の自然景観や歴史・文化資源の保存に努めます。

### 【施策の体系】

景観の保全・整備 ————— (1) 景観の保全

### 【主要施策】

#### (1) 景観の保全

本町特有の自然景観や最上川舟運の歴史を伝える河岸などは貴重な景観資源となっているため、町民や関係機関との連携を図りながら、地域の特性を活かした景観の保全に努めます。

### 【目標指標】

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
登録文化財登録件数(名勝)	6件	➔	➔



# 基本目標 5 豊かな心を育む教育・文化のまちづくり

## 1 地域とともにある学校づくりの推進

### 【現状と課題】

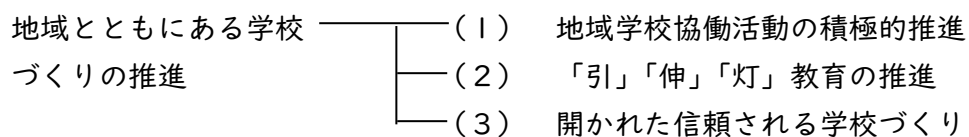
社会情勢や地域・学校の実態と要望に応えるために、すべての学校に学校運営協議会を設置しています。さらに、大石田中学校を核とした全小中学校による大石田学園を構成し、小中一貫した教育を推進してきました。これらによって、子どもたちは規範意識や地域との関わりなど人間性のかん養について十分な成長が見られます。

これからも、地域共生・地域貢献を念頭におき、誇りと絆と向上心を育むため、可能性を引き出し、良さを伸ばし、心に灯をつける教育を、学校・家庭・地域が一体となった活動を進めていく必要があります。

### 【基本方針】

誇り（ふるさとを愛し、地域の文化や伝統を大切にする）と絆（学校・家庭・地域のふれあいと交流で活力に満ちる）と向上心（学ぶ楽しさやよさを実感し、いきいきと学びに向かう）を育む教育を、学校・家庭・地域が一体となり推進します。

### 【施策の体系】



### 【主要施策】

#### (1) 地域学校協働活動の積極的推進

学校経営に対する地域住民や各種企業・団体等の参画を組織的に進めることにより、未来を担う子どもたちの成長を支え合う地域学校協働活動の取り組みを推進します。

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的推進により、新たな価値を生み出す社会に開かれた教育活動を推進し、多様で良質な学びの機会を保障します。

行政を含めた教育・福祉・保健等関係機関の連携をもとにして、家庭教育に関するきめ細かな支援と相談機能の充実を図ります。

(2) 「引」「伸」「灯」教育の推進

「可能性を引き出し、良さを伸ばし、心に灯をつける」という視点を常に意識して、子どもからお年寄りまで、あらゆる年代に応じた教育活動を展開し、一人ひとりを大切にする教育活動を推進します。



地域共生・地域貢献を念頭におき、「誇り（ふるさとを愛し、地域の文化や伝統を大切にする）」と「絆（学校・家庭・地域のふれあいと交流で活力に満ちる）」と「向上心（学ぶ楽しさやよさを実感し、いきいきと学びに向かう）」を育む教育を推進します。

(3) 開かれた信頼される学校づくり

学校施設の地域への開放をはじめ、児童生徒や教職員の地域社会との交流、家庭や地域の声を反映した学校運営の推進を通して、開かれた信頼される学校づくりを進めます。

学校と地域の双方向の発信を通じた連携協働により、地域の特性を生かした魅力ある学校づくり、生きがいのある元気な地域づくりを進めます。

**【目標指標】**

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
大石田町教育方針評価シート 集計表平均値	3.7		

## 2 学校教育の充実

### 【現状と課題】

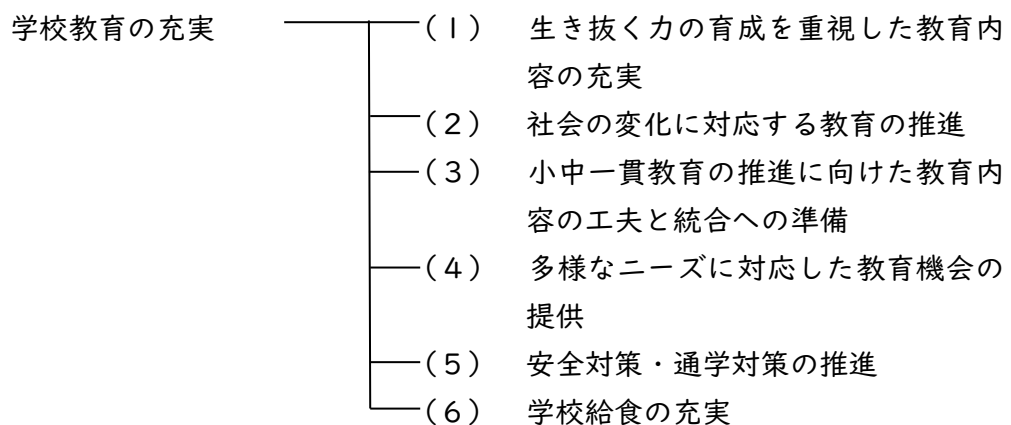
保護者や児童生徒を取り巻く環境が大きく変化する状況にあって、国においては、平成29年に小・中学校の学習指導要領の改訂がなされ、小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から実施されるとともに、第3期教育振興基本計画が策定され教育の方向性が示されています。

本町ではこれまで、学校施設の整備及び統合を推進し、快適で安全な「学びの環境」づくりに努めるとともに、確かな学力や豊かな心、健やかな体など生きる力の育成に向けた教育内容の充実等を積極的に進めてきましたが、社会の変化に適應するのみならず、子どもたちの未来を切り開き生き抜く力の育成を重視した教育内容の充実、社会の変化に対応する教育の推進、小中一貫教育の推進に向けた教育内容の工夫と統合への準備、多様なニーズに対応した教育機会の提供、安全対策・通学対策の推進、学校給食の充実等、総合的な取り組みを進めていく必要があります。

### 【基本方針】

生き抜く力（学力・人間力・社会力）を身に付けた創造性豊かな児童生徒を育成するため、教育の情報化の推進など、教育内容の充実に努め、学校施設の整備等、総合的な教育環境の充実を図ります。

### 【施策の体系】



## 【主要施策】

### (1) 生き抜く力の育成を重視した教育内容の充実

学力(まなぶ力)の向上を支える基礎的な知識と技能及び思考力・判断力・表現力を育成するため、読解力の向上を図り、主体的・協働的に取り組む探究型学習を促進します。

人間力(やりぬく力)の土台となる、考え抜く姿勢、困難を乗り越えようとする強い意志、健やかな体力を育成するため、学習方法の工夫、特別活動や学校行事への主体的な参画、体力・運動能力の向上及び健康教育の充実に努めます。

社会力(つながる力)の育成に向け、人との関わりや体験活動を重視し、道徳教育や人権教育、福祉教育等の充実を図り、規範意識及び人間関係を構築する力を高めます。

### (2) 社会の変化に対応する教育の推進

情報活用能力(ICT)や外国語能力(国際化)を伸ばす教育環境を整備・活用し、未来を切り開く力の基礎作りを行います。

また、専門性の高い高等学校・大学の教育力や、各種分野における一流講師の積極的な活用を通して、学びが好きになる学校づくりを推進します。

### (3) 小中一貫教育の推進に向けた教育内容の工夫と統合への準備

教育環境の充実を図るため、児童生徒数の減少を見据えた小学校の統合計画を作成し、小中9年間の子どもの育ちを支える小中一貫教育を推進します。

また、小学校の統合に向けた準備及び中学校への円滑な接続を図るため、3つの小学校の同学年同士と一緒に学ぶ機会を定期的を実施し、スムーズな統合へと繋げていきます。

### (4) 多様なニーズに対応した教育機会の提供

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の実情を考慮し、学校における特別支援教育の充実を図るとともに、個に応じた適切な就学相談・指導に努めます。

また、いじめや不登校などの心の問題に対し、心の教室相談員を中学校に配置して、小学校も含めた形で相談・指導の充実を図ります。

さらに、経済的困難を抱える家庭等に対する就学支援・援助を展開します。

### (5) 安全対策・通学対策の推進

施設・設備の定期的な安全点検を通して各学校との連携を強化し、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう努めます。

スクールガードリーダーの配置や関係団体による見守り活動の促進等に

より、登下校時の児童生徒の安全対策の強化を図ります。

また、遠隔地の児童生徒が安全・安心に通学できるよう、スクールバスの運行の維持・充実を図ります。

(6) 学校給食の充実

学校給食センターの適正な管理・運営を図るとともに、地産地消や食育の視点に立った取り組みを進めます。

また、安全・安心な米飯を学校給食に提供するため、山形連携中枢都市圏連携事業における広域米飯施設との連携を進めます。

【目標指標】

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
児童生徒数	439人	350人	➡
教育用P C I台当たりの児童生徒数	3人/台	1人/台	1人/台
教育用大型掲示装置配置台数 (電子黒板)	0台	12台 (50%)	24台 (100%)

### 3 生涯学習体制の充実

#### 【現状と課題】

情報化の進展、教育水準の向上や自由時間の増大等を背景として、心の豊かさや自分らしさの発見等、豊かな生活を送るために、子どもから高齢者までのあらゆる年齢層の町民が、生涯を通じて誰もが学べる社会の実現が求められています。

本町ではこれまで、学習情報の提供や生涯学習事業の推進、各種社会教育団体の育成、指導者やボランティアの確保等に努め、町民の多様な学習要求に応えながら、主体的に活動できるよう支援してきました。

しかし、ICTの進展やグローバル化の急速な進行、社会・経済情勢の急激な変化、さらには環境や安全・安心への意識の高まりなどにより、各世代における学習ニーズが多岐にわたってきており、これらへの適切な対応が求められています。

また、地域社会の人間関係の希薄化や教育に関わる課題が多様化・複雑化している現在の社会状況において、学校・家庭・地域が連携して地域の教育力を高め、地域コミュニティの活性化を図っていくことが求められます。

このため、生涯学習施設「町民交流センター（虹のプラザ）」の積極的活用を図るとともに、町民の各世代の学習ニーズを的確に把握しながら、生涯学習事業の推進や関係団体の育成・支援を行い、生涯学習体制の充実を図っていくことが必要です。

#### 【基本方針】

子どもから高齢者まで、生涯にわたって心豊かに充実した生活を営むことができるよう多様な学習活動を支援し、誰もが学べる生涯学習環境の整備を推進します。

#### 【施策の体系】

- 生涯学習体制の充実
- (1) 生涯学習施設「町民交流センター（虹のプラザ）」の積極的活用
  - (2) 生涯学習情報の提供と図書館の充実
  - (3) 生涯学習事業の推進
  - (4) 各種団体等の活動支援と指導者の育成
  - (5) 学習成果の活用

## 【主要施策】

- (1) 生涯学習施設「町民交流センター（虹のプラザ）」の積極的活用  
生涯学習推進の拠点となる虹のプラザについて、誰もが使いやすく学びやすい環境づくりに努め、積極的な利用の促進に努めます。  
また、地域課題の解決に向けた学習の機会及び実践の場を提供し、活力あるコミュニティの形成を支援します。
- (2) 生涯学習情報の提供と図書館の充実  
子どもから高齢者まで、幅広い年齢の多様な学習活動を支援するとともに、利用者のニーズや社会情勢に沿った学習情報の提供に努めます。  
また、利用しやすい図書館づくりを進めるとともに、幅広い世代の交流機会の拡大を目指し、適時性を伴った魅力ある企画展示やイベントを充実させます。
- (3) 生涯学習事業の推進  
常に各世代の学習ニーズの的確な把握に努め、幼児・児童・生徒・青少年・成人・高齢者の各世代に応じた生涯学習活動を企画・推進します。  
また、公民館分館においては、中央公民館との連携を密にしながら、地域住民との協働による生涯学習活動の充実を図ります。  
さらに、事業推進にあたっては、町ホームページや広報紙、各種関連施設への掲示等、多様な情報提供の場を活用し、町民への周知と参加意欲の向上を図ります。
- (4) 各種団体等の活動支援と指導者の育成  
各種社会教育団体、学習団体及びグループ等の育成・発展に努め、自発的な学習活動を引き出し支援することによって、学び続ける風土を育てます。  
また、様々な分野における生涯学習の指導者やボランティア等の育成・確保に努め、町民のニーズに応える学習団体が継続・発展するよう努めます。
- (5) 学習成果の活用  
町民の学習活動を支援し、その成果を発表する場及び活用する場を確保することにより、学び続ける意欲を高めます。  
また、町民の学習成果を共有することにより、生涯学習社会を実現し、人づくり及びまちづくりに役立てます。

【目標指標】

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
大石田町交流センター・中央公民館利用者数	17,653人	➔	➔
生涯学習関連講座・教室参加者数	305人	➔	➔
町立図書館来館者数	23,239人	➔	➔
町立図書館蔵書数	57,642冊	➔	➔



## 4 文化芸術・スポーツの振興

### 【現状と課題】

文化芸術は、町民に喜びや感動、心の安らぎをもたらし、町民の感性や創造する力を培うことで、地域の文化を知り地域への誇りや愛着を育み、生きる力となります。

そのため、より質の高い芸術に触れる機会を充実し、「町民一人一人芸術文化活動」を目指し、心豊かな地域文化の形成と芸術の振興を図るため、町民主体の芸術文化活動を推進していく必要があります。

また、スポーツは、心身の健康増進や体力の向上をもたらすとともに、夢や感動を町民に与え、一体感や地域への誇りを醸成するものです。

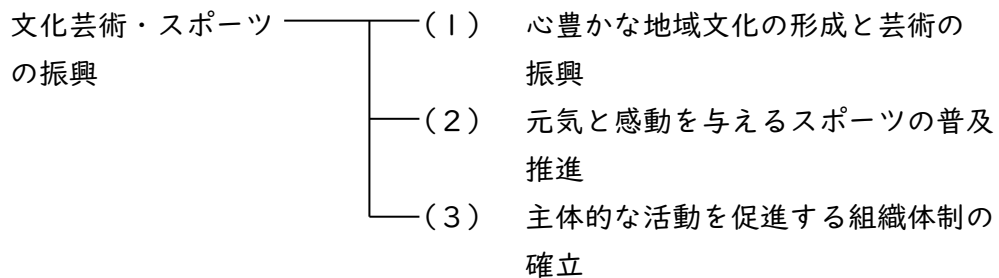
本町ではこれまで、「町民一人一人スポーツ」をスローガンに掲げ、町スポーツ協会と連携を図りながらスポーツ活動の活性化を進めてきました。今後は、町民がそれぞれの体力や年齢に応じたライフスタイルにあったスポーツ活動ができるよう、誰もが参加できるスポーツ活動の環境づくりが求められます。

さらに、町民が生きがいを持って主体的に活動できるよう町芸術文化協会や大石田スポーツクラブ等の組織の強化や活動の活性化を図っていく必要があります。

### 【基本方針】

町民に安らぎと喜びを与える文化芸術及び元気と感動を与えるスポーツについて、町民のニーズを把握し、既存施設の有効活用や各種団体への支援を通して活性を図り、町民の主体的な活動の促進に努めます。

### 【施策の体系】



### 【主要施策】

- (1) 心豊かな地域文化の形成と芸術の振興  
地域の歴史・文化の継承と個性あふれる文化の創造に向け、町民主体の芸

術文化活動を一層推進します。

また、文化や芸術を振興するための指導者やボランティアの育成・確保、より質の高い芸術に触れる機会の充実を通して「町民一人一人芸術文化活動」を促進し、活性化を図ります。

歴史民俗資料館の整備・運営の充実を図り、啓発活動や講座、展示、情報発信を通して町内外の人々の意識の向上に努めます。

さらに、指定文化財の適正な保存・保護に努めるとともに、駒籠楯跡等の埋蔵文化財についても計画的に調査を進めます。

## (2) 元気と感動を与えるスポーツの普及推進

スポーツ基本法第10条に基づき、国が平成29年3月に策定した第2期スポーツ基本計画を参酌して、山形県スポーツ推進計画の内容を踏まえながら、スポーツに関する施策を展開します。

すべての町民がそれぞれの体力や年齢に応じたスポーツ活動を行えるよう町民ニーズの把握に努め、誰もが参加できるスポーツ活動の場の提供と充実を図ります。

また、ライフスタイルにあったスポーツ・レクリエーションのあり方、スポーツの必要性・重要性に関する啓発活動等を通して「町民一人一人スポーツ」を普及推進していきます。

スポーツ協会をはじめ、各種スポーツ団体の育成・支援に努めるとともに、地域と一体となった指導者やボランティアの育成・確保に努め、スポーツ活動の活性化を促進します。

さらに、各種競技団体との連携を通して競技スポーツの強化を図るとともに、東北・全国・世界大会に出場する選手への支援や顕彰を行い、優秀な選手の育成に努めます。

## (3) 主体的な活動を促進する組織体制の確立

芸術文化を愛する各種団体等が生きがいを持って主体的に活動できるよう、町芸術文化協会の組織の活性化に向けた支援に努めてまいります。

「いつでも・どこでも・だれでも」、スポーツ活動を通じた仲間づくり・体力づくりができるよう、「大石田スポーツクラブ」の組織体制の強化と活動の活性化を図ります。

【目標指標】

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
芸術文化団体登録者数	217人	➔	➔
指定文化財登録件数	37件	➔	➔
登録文化財登録件数	38件	➔	➔
歴史民俗資料館入館者数	2,298人	➔	➔
体育施設利用者数	15,631人	➔	➔
夜間照明施設利用者総数	863人	➔	➔
社会体育事業参加者数	1,538人	➔	➔
大石田スポーツクラブ会員数	54人	➔	➔

## 5 青少年の健全育成の推進

### 【現状と課題】

少子高齢化や核家族化が進み社会・経済情勢が変化する中で、青少年を取り巻く環境は年々変化し、全国的にも青少年を巡る様々な問題が表面化しています。

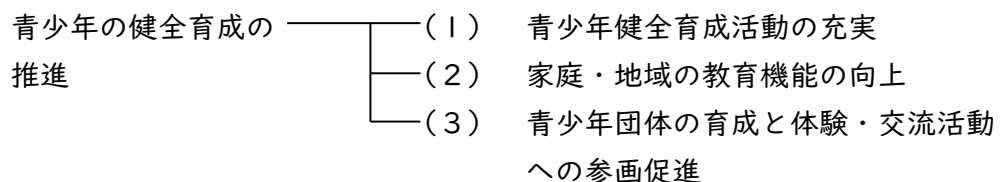
本町では、学校・家庭・地域・行政が一体となり非行防止や有害図書の浄化等、健全な社会環境づくりに向けた活動を進めているほか、青少年に対する体験活動や交流活動、ボランティア活動の参加促進により、青少年や青少年団体等の育成・支援に努め、青少年の健全育成に取り組んでいます。

今後とも、青少年の健全育成は本町の重要課題と位置づけ、町ぐるみの支援体制を確立し、青少年の健全育成活動を推進していく必要があります。

### 【基本方針】

青少年が健全に育成されるよう、学校・家庭・地域・行政が一体となった町ぐるみの支援体制を確立し、健全な社会環境づくりに向けた活動を推進します。

### 【施策の体系】



### 【主要施策】

#### (1) 青少年健全育成活動の充実

「青少年育成町民会議」及び「青少年育成推進員会」の活性化を図るとともに、青少年の健全育成に取り組む団体等を育成・支援しながら、学校・家庭・地域・行政が一体となった青少年健全育成のネットワークづくりを進めます。

また、健全な社会環境をつくるために、関係団体を中心とした非行防止や有害図書の浄化等に関する活動、地域における声かけ運動やあいさつ運動を進めます。

#### (2) 家庭・地域の教育機能の向上

家庭教育に関する講座・教室等の開催をはじめ、広報・啓発活動や相談・情報提供の充実等を通して、家庭における教育機能の向上を図ります。

また、地域の教育力を生かした活動の発掘・支援に努め、地域における教育機能の向上を図ります。

(3) 青少年団体の育成と体験・交流活動への参画促進

子ども会、青少年団体等の育成・支援に努め、講座や各種教室の開催等を通して各団体のリーダーの育成を図ります。

また、青少年にとって魅力ある体験・交流活動を充実させ、地域活動及びボランティア活動への積極的な参画を促進します。

**【目標指標】**

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
少年教室等参加者総数	453人	➡	➡
家庭教育講座開設数	4講座	➡	➡

## 6 国内外との交流活動の推進

### 【現状と課題】

I C Tの進展や経済のグローバル化が急速に進み、今後はこれまで以上に技術革新やグローバル化が加速することが考えられます。これらに対応するためには、グローバルな視点で世界の人々と協働する力、グローバル（グローバルとローカルを掛け合わせた造語。「地球規模の視野で考え、地域視点で行動する」という考え方。）な視点で地域と協働し課題を解決する力が求められます。

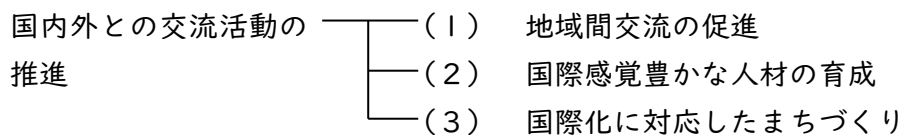
グローバル化がさらに進展する中で、国際感覚豊かな人材の育成や国際化に対応したまちづくりがより一層必要となってくるため、異文化交流の推進による人材の育成をはじめ、町民の国際協力活動の促進、外国人が住みやすく訪れやすいまちづくりといった対応がこれまで以上に求められています。

また、友好協定を締結している宮城県涌谷町をはじめ、国内における他地域との交流を促進し、地域の活性化につなげていく必要があります。

### 【基本方針】

グローバル化への対応やグローバルな視点で地域の良さや課題を発見するため、国際交流活動、地域間交流活動を促進します。

### 【施策の体系】



### 【主要施策】

#### (1) 地域間交流の促進

友好協定を締結している宮城県涌谷町とは、当町の豊かな自然環境や農業資源及び宿泊施設等の特性・資源を生かしながら、行政と関係団体と町民が一体となった交流活動を展開します。

また、県内に限らず、東北・全国に視野を広げ、学校教育及び生涯学習の場においても交流の糸口を探り、地域の活性化につなげていきます。

#### (2) 国際感覚豊かな人材の育成

外国語の必修化等に伴い、国際理解教育専門員の積極的活用により、学校

教育における外国語教育や外国語講座、国際理解を深める事業の充実を図ります。

また、国際交流活動の中心となる民間団体やリーダーの発掘・育成、国や県等の国際交流事業の情報提供等を行うことにより、町民の国際化への意識を高めるとともに、国際ボランティア活動への参加等、国際協力活動の促進に努めます。

さらに、小中学生及び青少年の異文化交流事業を推進し、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

(3) 国際化に対応したまちづくり

外国人が住みやすく、訪れやすい環境づくりに向け、多言語版のパンフレット等の作成及び外国語観光案内人の育成等について検討を進めます。

また、大石田を訪れるまたは定住する外国人に対して、役場窓口や観光関連施設における分かりやすい対応を充実していきます。

**【目標指標】**

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (平成12年度)
地域間交流都市数	1都市(団体)	➡	➡
国際理解教育専門員	1人	➡	➡

# 基本目標 6 みんなが主役の協働のまちづくり

## 1 町民参加のまちづくりの推進

### 【現状と課題】

地方分権が進展するとともに、財政状況が一層厳しさを増す中、ますます多様化・高度化する行政ニーズに的確に対応し、自立した町を創造・経営していくためには、町民と行政がそれぞれの役割を理解し、協働のまちづくりを進めていくことが必要不可欠です。

本町ではこれまで、広報紙やホームページを中心とする広報活動を推進するとともに、町政懇話会や町長と語る会の開催、各種計画作成時のアンケート調査やパブリックコメントの実施等の広聴活動を行ってきました。

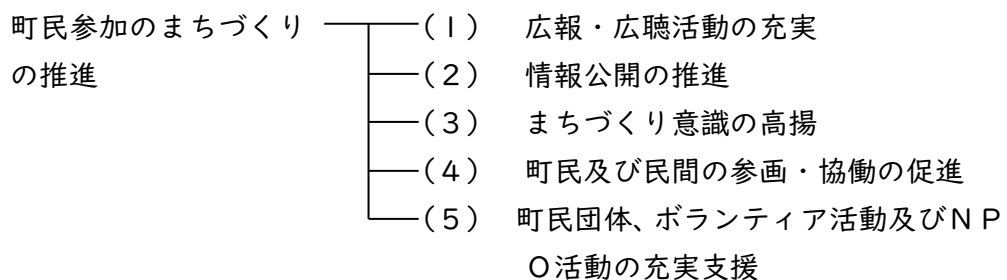
また、情報公開条例及び個人情報保護条例の制定により、情報公開を推進してきたほか、各種の審議会等を通じて、町民参画のもとに各種行政計画の策定・推進に努めています。

今後は、これらの取り組みをさらに発展させ、地方分権時代の新たなまちづくりの仕組みとして定着するよう、町民と行政による協働体制の確立に向けた多様な取り組みを一層積極的に進めていく必要があります。

### 【基本方針】

町民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、地域社会における課題解決の仕組みづくりに向け、町民と行政との協働体制の確立を進めます。

### 【施策の体系】





## 【主要施策】

### (1) 広報・広聴活動の充実

広報おおいしだや議会広報等の一層の充実を図り、広報機能の強化を図ります。また、町政懇話会の開催等、広聴機能の強化を図ります。

### (2) 情報公開の推進

公正で開かれた町政を推進するため、文書管理体制の充実のもと、情報公開条例に基づき、個人情報の保護に留意しながら、円滑な情報公開を推進します。

### (3) まちづくり意識の高揚

広報・啓発活動や学校教育、生涯学習など様々な場を通じ、町の現状や課題、今後のまちづくりに関する情報提供や学習機会の提供を図り、町民のまちづくり意識の高揚と知識の向上を促進します。

### (4) 町民及び民間の参画・協働の促進

文化行事やイベントの企画・開催への町民の参画・協働を促進します。

また、パブリックコメントの実施等を通じ、各種行政計画の策定・実施・点検・見直しへの町民参画・協働を促進します。

さらに、指定管理者制度（公共施設の管理運営を民間事業者も担えるようにする制度）や民間委託の推進等を通じ、公共施設の整備・管理や公共サービスの提供等への町民団体・民間企業等の参入を促進します。

### (5) 町民団体、ボランティア活動及びNPO活動の充実支援

町民団体、ボランティア団体及びNPO等の様々な自主的な活動に対する支援に努めます。

また、新たな町民団体やボランティア団体等の育成に努めるとともに、町民団体、ボランティア団体等の交流を促進し、ボランティア情報の共有化に努めます。

【目標指標】

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
町ホームページアクセス件数 (再掲)	482,393 件	➡	➡
町政懇話会開催数	1 回	➡	➡
情報公開(開示)件数	0 件	➡	➡
指定管理者制度導入施設数	23 施設	➡	➡

## 2 コミュニティ活動の充実

### 【現状と課題】

地域での連帯感や地域社会への関心が希薄化している現代社会において、コミュニティ活動は、地域の福祉、環境保全、防災・防犯、児童・青少年の健全育成などで大きな役割を果たすことが期待されています。

本町は、古くから培われてきた豊かな地域コミュニティの土壌があり、町内会活動等が活発で、地区での独自活動も行われています。

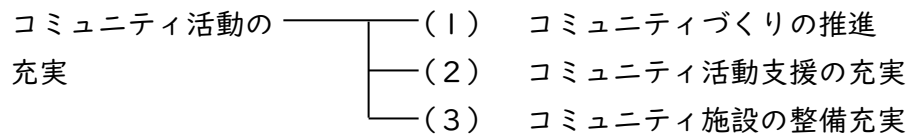
しかし、近年、少子化や核家族化、生活様式の変化などにより、地域のコミュニティ機能の低下や指導者の高齢化がみられるなど、コミュニティ活動の活性化が課題となっています。

このため、本町に残る地域間の結びつきや人との触れ合いを大切にしながら、コミュニティ活動の活性化を促進し、自治機能の向上、再構築を進め、地域の課題を自ら解決することができる住民自治の地域づくりを進めていく必要があります。

### 【基本方針】

地域の課題を自ら解決することができる地域づくりと協働のまちづくりの推進に向けて、コミュニティ活動の活性化に有効な活動支援の充実を図ります。

### 【施策の体系】



### 【主要施策】

#### (1) コミュニティづくりの推進

コミュニティの重要性、コミュニティ活動の状況等について広報・啓発活動を行い、地域活動をはじめ、各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動への参加を促進するとともに、地域コミュニティ活動に必要な情報提供や各種講座・研修会への参加支援を通じて、地域コミュニティリーダーの育成に努めます。

#### (2) コミュニティ活動支援の充実

共に助け合い安心して暮らせる地域づくりに向け、地域コミュニティ組織やコミュニティ活動の活性化を促進するとともに、地域住民が地域の特性を活かし、自主的・主体的に展開する地域コミュニティ活動支援の充実を図ります。

(3) コミュニティ施設の整備充実

コミュニティ活動の拠点となる公民館分館等コミュニティ施設の整備充実を図ります。

**【目標指標】**

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
公民館分館年間利用者数	28,398人	➡	➡
公民館分館設置数	30館	➡	➡

### 3 男女共同参画・人権尊重社会の形成

#### 【現状と課題】

少子高齢化の急速な進行、経済活動のグローバル化等、社会・経済情勢の急激な変化に対応していく上で、すべての人間が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

また、基本的人権の尊重を保障するため、関係諸制度の整備等、多様な取り組みが進められてきましたが、今日もなお、子ども・女性・障がい者・高齢者・在住外国人、その他様々な人権問題が存在します。

こうした背景には、現代社会が内包している問題として、心の問題を軽視する傾向、地域社会の繋がりや人間関係の希薄化、効率性と成果を優先する価値観などがあげられます。

今後は、意識改革や各種委員会・審議会への女性の登用をはじめ、幅広い分野への男女共同参画を促進する必要があります。

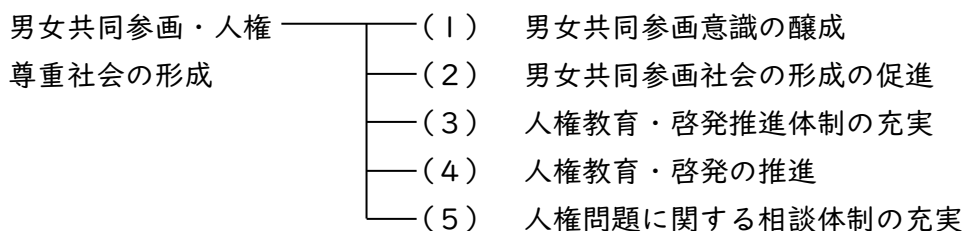
また、関係機関・団体等との連携強化により、実践的な指導者の育成や内容・教材等の充実を図りながら、新たな諸課題を含め、人権問題全般の解決に向けた啓発を効果的かつ継続的に推進する必要があります。

#### 【基本方針】

すべての町民が互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮し、自分らしく輝いて暮らせる社会の実現に向け、男女共同参画社会づくりに向けた効果的な普及・啓発や性別にとらわれない社会参画の促進を図ります。

また、すべての人々の人権を尊重する町民の育成に向け、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

#### 【施策の体系】



## 【主要施策】

### (1) 男女共同参画意識の醸成

男女共同参画意識の高揚を図るため、広報・啓発活動や学校教育、生涯学習活動等を通じて、男女共同参画意識の醸成に努めます。

また、セクシャルハラスメントやドメスティックバイオレンスなどのすべての差別や暴力を認めず、町民の様々な悩みに応えるため、関係機関と連携しながら相談・援護体制の充実を図ります。

### (2) 男女共同参画社会の形成の促進

男女雇用機会均等法の遵守に向けた周知・啓発、職場における労働条件や環境の整備に向けた啓発等を行い、働く場での平等を促進するとともに、子育て支援や在宅介護支援の充実等、すべての人間が社会参加しやすい環境の整備に努めます。

また、女性リーダーの育成や審議会等への女性の積極的な登用を図り、女性の社会参画を促進します。

### (3) 人権教育・啓発推進体制の充実

地域の実情に即して実践できる指導者の育成、ニーズに合ったプログラムや教材の開発・整備、人権問題に関する意識調査の実施等を図り、人権教育・啓発推進体制の充実を図ります。

### (4) 人権教育・啓発の推進

町民一人ひとりが人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を持つことができるよう、学校・家庭・地域・職場、その他あらゆる場を通じて人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

### (5) 人権問題に関する相談体制の充実

人権擁護委員、民生委員・児童委員等と連携し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談活動ができる体制を整え、問題の早期解決に向けた自立支援や人権擁護等の取り組みの充実を図ります。

## 【目標指標】

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
審議会等委員への女性登用率	11.8%	➔	➔
人権啓発事業実施回数	4回	➔	➔

## 4 時代に即した自治体経営の推進

### 【現状と課題】

本格的な地方分権の時代を迎え、これからの地方自治体には、町民と協働しながら自らの進むべき方向を自らが決定し、具体的な施策を実行していくことのできる経営能力が強く求められています。

また、質の高い行政サービスを実現するためには、多様化・高度化する町民ニーズや時代要請に対応し、限られた経営資源を効率的・効果的に投入し、自主性と自立性の高い自治体経営を進めていくことが求められます。

本町ではこれまで、行政組織の再編をはじめ、歳出の削減、定員の削減、事務事業の再構築、情報化の推進等、効率的・計画的な行財政運営に努めてきました。今後、自主性・自立性をさらに高め、将来にわたって持続可能な自治体経営を進めていくためには、行財政全般について常に点検・評価し、さらなる改革を進めていく必要があります。

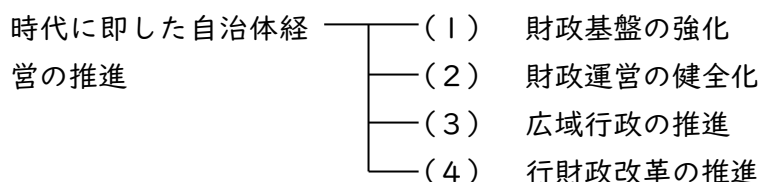
しかし、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、行政ニーズはさらに多種・多様化していくことが予想されるとともに、長期にわたる景気の低迷や地方分権の推進等により、これまで以上に厳しい財政運営を迫られることが見込まれます。

このため、今後は、これまでの成果を踏まえながら、事務事業や組織機構の見直し、定員管理の適正化、職員の資質の向上等、行財政改革を計画的に推進していく必要があります。

### 【基本方針】

地方分権の時代に相応しい、将来にわたって自立可能な自治体経営の確立に向け、町民の理解と協力を得ながら、行財政改革を推進します。

### 【施策の体系】



### 【主要施策】

- (1) 財政基盤の強化  
限られた財源を効率的・効果的に活用するため、経費全般についての徹底

的な見直しを行い、その節減・合理化を図ります。

また、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直しを行い、町税においては、適正な賦課・徴収に努め、町有地についても有効活用を図り、自主財源の確保を進めます。併せて、国・県支出金等特定財源についても、制度の動向等を的確に把握し、補助制度等の有効活用に努めます。

## (2) 財政運営の健全化

財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに、事業効果や費用効果、重要性・緊急性等を総合的に勘案し、事業の重点化・選別化等を図りながら、財政計画に基づいた健全な財政運営に努めます。

## (3) 広域行政の推進

町民の生活圏の拡大や効率的な行政運営のため、山形連携中枢都市圏による取り組みをはじめ、周辺自治体との連携を図るとともに、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合等、既存の一部事務組合の広域的事業の推進に努めます。

新たに広域で取り組むべき行政課題については、県及び関係自治体と連携を図りながら広域行政の推進を検討します。

## (4) 行財政改革の推進

自主性・自立性をさらに強化するため、実情に即した行財政改革を総合的・計画的に推進するとともに、事務事業の見直しや補助金等の見直し、行政事務の民間委託や指定管理者制度の活用を推進します。

また、新型コロナウイルス感染症拡大のリスク、自然災害の頻発化・激甚化など社会経済環境の変化や住民ニーズの多様化に的確に対応していくため、行政のデジタル化の推進など時代に即した行政サービスの提供に努めます。

さらに、町職員の定員管理の適正化や給与の適正化を図るとともに、事務執行能力や専門知識等の向上と公務員意識の育成に努め、職員の資質の向上を図ります。

### 【目標指標】

指標の名称	現況 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
経常収支比率	90.2%	➡	➡
実質公債費比率	10.1%	➡	➡
町税収納率	96.2%	➡	➡